

産業発展と多国籍企業

——アジア太平洋ダイナミズムの実証研究——

トラン・ヴァン・トウ

1 問題意識

本研究は、1つの産業の発展過程とその国際的ライフサイクルを国際経済学的に分析することを通じてアジア太平洋地域のダイナミズムを証明しようとするものである。分析対象になるアジア太平洋地域は日本、アジア新興工業地域（NIEs）と東南アジア諸国連合（ASEAN）をカバーしている。

アジア太平洋域内各国の工業化が急速に進行した結果、貿易構造が高い速度で変化している。特にアジア NIEs や ASEAN 各国と日本や域外先進諸国との間に水平分業・産業内分業が活発に展開してきている。これを可能にしたのは、アジア太平洋各国で資本蓄積・技術水準向上が急速に進行したことである。別の表現で言えば各国の要素賦存状況が変化したことによって各国の比較優位構造も変動したのである。要素賦存状況の変化は、各国での蓄積による資本・技術の増加・向上だけでなく、各国間の活発な要素移動によっても大きく影響されていると考えられる。特に経営ノウハウ、技術などの経営資源が多国籍企業の活動を通じて地域各国の間に活発に移動している。このような活発な要素移動・経営資源の移動が各国の要素賦存状況を急速に変化させ、その結果として各国の比較優位構造・各国間の分業構造を変動させることは、アジア太平洋地域のダイナミズムを特徴づけているのである。また、この地域のダイナミックな変化は先進国・先発途上国での産業調整を迫っていることも指摘しておかなければならない。

このようにアジア太平洋地域では生産要素の蓄積と国際間移動、技術移転、多国籍企業の活動、貿易・産業構造の変化、工業化・産業発展の国際的波及、産業調整といった諸要因が相互に作用し、この地域のダイナミズムを形成してきているとい

える。これからの各国の経済発展、地域の分業・協力の点からみてそのダイナミズムについての理論的・政策的研究課題が多い。実際にそれらの課題についてこれまで多くの研究がなされてきた。しかし、既存の研究は、個々の研究がアジア太平洋ダイナミズムのある側面（工業化パターン、貿易構造、直接投資など）だけに焦点を合わせて実証分析をし、政策含意を引き出すところに特徴があるのである。考察の対象は複雑な経済現象で、しかも常に変化する経済現象であるから、そのようなアプローチも無理がない。しかし、アジア太平洋ダイナミズムの全体象を実証的に把握し、ダイナミズムを維持・発展させていくための政策含意と企業行動が何かを1つの分析フレームワークで究明できないだろうか。これが、本研究の問題意識の出発点である。

本研究は、アジア太平洋ダイナミズムの全体象をもっとも反映した産業を選び、産業の一国での発展プロセスだけでなく、その発展の国際的波及のメカニズム、その波及と国際分業との関係、発展・波及と産業調整との関係を解明しようとしている。また、生産要素、産業構造、貿易構造といったマクロ的経済の変化がアジア太平洋ダイナミズムを特徴づけているが、その変化の裏には企業の行動、特に多国籍企業の戦略が大きく投影していることを認識しなければならない。経営資源の国際的再配置、企業内貿易、企業内産業調整という用語が国際経済学の新しい教科書に頻りに登場しているが、それはそのためである。この理由でアジア太平洋ダイナミズムを研究するためには多国籍企業の行動をもう1つの焦点にしなければならないのである。これらの点は本研究のタイトルが『産業発展の国際的波及と多国籍企業：アジア太平洋ダイナミズムの実証研究』となった理由を説明しているのである。（但し、このタイトルがやや長いから公刊にあたり、出版社の要請で傍点部分を削除した）

本研究は今述べたようなアプローチで合繊産業のケースを考察する。この産業は1950年代から日本で発展を開始し、60年代を通じて70年代初頭まで高成長を実現した。しかし、この産業の発展は70年前後からアジアNIEsに波及し初めたとし、70年代後半から80年代にかけてASEAN諸国にも本格的に発展した。その過程で日系多国籍企業が直接投資・技術移転で果たした役割が大きかったが、アジアでの発展は日本国内の産業調整も迫ってきた。このように1つの産業の国際的ライフサイクルを考察しても、上述したようなアジア太平洋ダイナミズムの複雑な諸現象を

体系的にみることができる。そして、次のような実践の課題も提起できるし、ケース・スタディから様々な経験を引き出すことができる。すなわち、産業発展のプロセスにおいてどの段階から海外直接投資が行われるか。それはなぜか。自国の産業発展を促進するために外国の資本・技術をどのように利用すればよいか、多国籍企業の経営資源を利用すると同時に、多国籍企業の支配を回避する戦略がないだろうか。アジア太平洋ダイナミズムを維持するためには、企業行動の望ましいありかたは何か、また、どのような政策環境が望ましいか、である。

本研究は序章と次の3部・9章から成っている。

第I部 産業発展と海外直接投資：日本の産業発展と国際的展開

第1章 産業発展と海外直接投資：日本の合繊産業

第2章 日本企業の多国籍化戦略：合繊企業の経験

第II部 産業発展と多国籍企業：途上国の産業発展への効果

第3章 産業発展への多国籍企業の効果：分析枠組み

第4章 経営資源でのキャッチ・アップと産業発展：韓国合繊産業の経験

第5章 経営資源分割導入と産業発展：台湾合繊産業の経験

第6章 技術移転摩擦と多国籍企業：タイ合繊産業の経験

第7章 後発性の利益と産業発展：インドネシア合繊産業の経験

第III部 産業発展・産業調整と国際分業：多国籍企業の役割

第8章 企業内産業調整：日本合繊産業の経験

第9章 日本とアジアの貿易と日系多国籍企業

2 本研究の方法論について

本研究は、ケース・スタディを通じて、一国の産業発展プロセスと他国への波及効果、その結果としての国際分業と産業調整についてのメカニズムを解明することを試みている。焦点は、産業発展のプロセスとその国際的波及過程において多国籍企業がどのような効果を与え、どのような役割を占めているかである。

まず、既存研究の問題点と本研究の特徴を述べておこう。産業発展の国際的波及プロセスはある面からみて後発国のキャッチ・アップ過程であるといえる。70年代からこのようなキャッチ・アップに関する研究が盛んであったが、これまでのキャッチ・アップ論は貿易面あるいは生産の面を中心に展開してきた。顕在的比較優

位 (revealed comparative advantage), 重層的追跡過程などはそうである。しかし、これは、キャッチ・アップの貿易構造の変化に現れた結果を説明することだけで、そのプロセスではない。本研究は経営資源でのキャッチ・アップという概念を導入し、キャッチ・アップ論の新しい内容を提起する。経営資源でのキャッチ・アップはある意味で経営資源の現地化であるが、後者は現地政府の強制的政策で現地の技術者・資本などが外国のものを代替するという意味が強い。これに対して経営資源でのキャッチ・アップは現地の経営者・資本家・技術者などが自主的に、能率的に外国の経営資源を代替していくことである。

一方、プロダクト・サイクル論は途上国のキャッチ・アップ・プロセスを考えるための枠組みを示唆してくれるが、その理論は先進国の市場条件と製品のライフサイクルだけに着目している。つまり、ライフサイクルによって比較優位が自動的に途上国に移る。本研究は途上国の経営資源の蓄積度合いと技術吸収能力も考慮に入れてそのプロセスを分析する。ところで、雁行形態論は途上国の市場条件の変化・キャッチ・アップ努力とそのプロセスを考察しているので有効な分析枠組みであるが、そのプロセスにおける多国籍企業の直接投資・技術移転の効果をまだ本格的に研究していない。また、雁行形態論は主として産業レベルを把握し、企業レベルの問題をまだ本格的に取り入れていない。本研究の方法論は雁行形態論から出発するが、その拡充と発展に貢献しているのである。

本研究全体で論証したい課題は、産業発展の国際的波及プロセスとその結果としての新しい国際分業における多国籍企業の機能である。産業発展の国際的波及プロセスは雁行形態論の枠組みで分析され、また多国籍企業の機能は経営資源の国際的再配置として考察される。経営資源は企業内部で蓄積され、企業成長の源泉になるものであるが、それが国際的に移転される時、移転先での経営資源の蓄積度合いによって移転パターンが異なってくると仮定されるので経営資源がマクロ的概念としてもとらえられる。本研究全体の作業仮説は、経営資源が多国籍企業を通じて先進国から途上国へ移転されることによって後者の産業発展が促進されると共に、経営資源が多国籍企業内部で新たに蓄積されることによってダイナミックな企業内産業調整が可能になった結果、先進国と途上国との分業構造が高度化して調和のとれた形で表現できる、ということである。

雁行形態論と経営資源の蓄積・移転との関係について「外国経営資源への依存

度)、「経営資源でのキャッチ・アップ」、「技術導入のチャネル選択」といった概念を導入し、いくつかの仮説を提示して実証した。すなわち、国内での経営資源の蓄積度合い(初期)は外国資本・技術への依存度および技術導入のチャネル選択を規定するという仮説が提示され、その実証は韓国、台湾、インドネシアのケースで行われた。また、外国の経営資源の導入は国内での経営資源の新たな蓄積をもたらし、産業の雁行形態的發展を加速させるという仮説も提示し、検証した。ところで、企業の経営資源の蓄積方向(経営資源の構造変化)は企業の成長フロンチアを規定すると共に企業内産業調整を可能にするという仮説も提示され、実証した。また、自由貿易の下で企業内産業調整は多国籍企業の本国と投資先国との分業構造を高度化させ、産業發展の国際的波及とダイナミックな国際分業が調和できることが示されたのである。

本書で使用するデータ・資料は主として著者が独自で日本内外で長年にわたって綿密に調査・収集したものである。これについて関連各章で詳しく述べているが、主要な資料源を記しておく次のようである。

第1部(1章、2章)について1979年から1985年にかけて筆者は日本化学繊維協会(化繊協会)、東レ、帝人などの発行資料や業界史、社史などに基づいて問題意識に沿った暫定的個人資料を作成した上、化繊協会の国際部、合繊企業各社の海外事業部に何回も足を運んで密着インタビューを行って、資料の修正、補足、確認をした。第2章については次で述べる第2部の資料も使用し、データ・史実のクロス・チェックをした。

第2部(4~7章)について1986年から1987年にかけて筆者は韓国、台湾、タイとインドネシアに現地調査を行い、データ・資料を収集した。現地では業界団体、日本の合繊企業の現地法人だけでなく、現地企業、政府関係者などについてもヒアリングや資料収集を行った。

第3部第8章は『有価証券報告書』など東レ、帝人の活動に関する公表資料を利用すると共に、1990年夏に東レの三島工場、帝人の松山工場を調査した。最後に第3部9章は主としてアジア経済研究所の貿易データ・システム(原資料は国連の貿易統計)を利用したが、要素賦存状況に関するデータなどは筆者が推計した。

3 本研究の構成とその内容

第I部は合繊産業が日本でどのようなプロセスで発展し、どのようなパターンで海外直接投資を行ったかを分析する。まず、産業発展のプロセスを整理した上、海外直接投資の背景・要因をヘクシャー・オーリンの枠組みで説明する(第1章)。その次にその海外直接投資を産業組織論的立場から考察し、企業の多国籍化戦略を分析する(第2章)。

第II部は産業発展の国際的波及に関する受入側の問題を究明する。まず、それを考察するための理論的枠組みを提示する(第3章)。ここで、産業の国際競争力強化をもたらす要因は何かを明らかにした上、それらの要因は多国籍企業の直接投資でどのように変わるかを理論的に究明する。その次に、アジア太平洋主要国の産業発展と日系多国籍企業との関係を考察する。ここで産業発展と外国資本・技術との関係が焦点になるが、実際には受入国側の事情によって様々な経験と教訓が得られる。韓国の場合(第4章)、経営資源でのキャッチ・アップという新しい概念を提示し、技術導入チャンネルについての現地企業の戦略、そのキャッチ・アップ努力を分析し、産業発展における多国籍企業の役割と発展成功の条件を探る。台湾(第5章)は多国籍企業の経営資源を分割的に導入する可能性を提示するほか、技術供給者の経営資源と移転形態との関係、経営資源でのキャッチ・アップを重点的に分析する。タイ(第6章)は、多国籍企業の支配形態と技術移転との関係を分析し、産業の効率的発展と資本・技術の現地化問題を考察する。また、現地との技術移転摩擦問題も浮かびあがらせる。最後に、インドネシア(第7章)は本研究で取り上げる国・地域の中で最後発国としてどのような「後発性の利益」を受けているかを示してくれる(第7章)。ここで技術の国際的・広範な波及の下で最後発国の産業発展において外国の資本・技術がどのように利用されているかに焦点を合わせる。

第III部は産業発展が日本からアジア太平洋諸国に波及した後、日本でその産業はどう調整されるか、日本と同地域との分業関係はどう変わっていくかを分析する。まず、産業調整を企業の立場から考察し、なぜ企業内調整が円滑に進められるかを理論的・実証的に解明する(第8章)。その次に日本とアジアとの分業関係を広い視野から整理した上、合繊貿易の実態を分析する(第9章)

本書の分析対象期間は1950年から1990年までであるが、考察された課題によっ

て年代が若干違う。例えば第I部は1950年—80年、第II部は1960年—87年、第III部は1970年—90年である。産業発展の波及過程で時期によって生じる問題も違うのである。

4 結論と含意

上述した本研究全体の作業仮説といくつかの部分的仮説の下でアジア太平洋地域の合繊産業の発展プロセスとこの産業をめぐる比較優位構造の変動を分析した結果、次のような結論が到達した。すなわち、

第一に、産業の一国での発展から他国への波及は多国籍企業の直接投資・技術移転によって促進される。企業の経営資源の国際的移転は要素市場の構造変動、外国の工業化政策などによって誘発されるが、同時に企業の寡占的競争行動などはその移転過程を加速化させる。日本の合繊産業の海外直接投資を説明するために、ヘクシャー・オーリン理論と共に、産業組織論的アプローチも必要であることがわかった。海外直接投資は単一の理論で説明できないことは本研究でも確認したのである。

第二に多国籍企業による経営資源の国際的移転は受入れ国の産業発展を促進させる。産業の雁行形態的發展はその国際競争力過程としてとらえられるが、多国籍企業の直接投資によって技術的効率性 (technical efficiency)、伝播の効果 (spillover effect)、デモ効果 (demonstration effect) が発揮されるのでその過程が加速化される。この仮説は厳密に実証できなかったが、韓国の合繊産業の発展過程において日系企業での著しい生産性向上・コスト低下を確認できた。また、他のアジア各国においても合繊産業の国際競争力が強化された過程において多国籍企業の存在が大きいことが示された。

第三に、経営資源の国際的移転パターンは多国籍企業の戦略のみによって決定されるのではなく、受入国の対応、特に現地企業の行動にも影響され、その対応・行動はまた受入れ国の発展段階、経営資源の蓄積度合いなどに左右されるので、資本・技術の国際的移転パターンも多様であることがわかった。合繊産業の場合、技術導入チャネルにおいて韓国、台湾、タイとインドネシアは違ったパターンを経験した。前2者はライセンス契約を主要な導入チャネルとしたが、韓国の場合、経営資源の蓄積度合いに関する企業間格差が大きかったので一部の企業は直接投資チャネルも積極的に利用しながら経営資源でのキャッチ・アップに努力を払って

きた。タイとインドネシアは全体として経営資源の蓄積経験が比較的になかった
ので直接投資チャンネルを重視した。しかし、インドネシアの場合、1980年代には
いると共に、標準化されてきた合繊産業の技術が内外に広範に普及してきたため、
新規参入の企業は多様な形態で技術を導入した。国際的雁行形態発展の最後発国と
してインドネシアは種々の後発性の利益を受けたことが本研究で示されたのである。

第四に、発展途上国の立場からみて多国籍企業をどのように利用すれば良いか
について、アジア各国の経験が示唆的であることを本研究が示すことができた。発展
途上国として経済性（多国籍企業の機能を利用すること）と政治的許容性（多国籍
企業への過度な依存の回避）とを両立する方法として経営資源でのキャッチ・ア
ップ戦略を提唱した。経営資源が少ない産業においてできるだけ多国籍企業の資源を
最大限活用するが、自国の努力で外国の経営資源を段階的に代替していくことであ
る。このことについて特に韓国の経験が示唆的であった。

第五に、多国籍企業の活動と国際的産業調整との関係を浮かび上がらせることが
できた。本研究では企業内産業調整の理論的根拠を検討し、経営資源の動態的変化
と企業の多国籍化・多角化、経営資源の国際的移動と国内産業間移動との関係を理
論的・実証的に分析できた。経営資源の動態的変化は企業内産業調整を容易にし、
国際分業の推進を可能にすることが結論づけられたのである。しかし、多国籍企業
による経営資源の効率的国際再配置が実現されるためには多国籍企業の本国（先進
国）では自由貿易政策が貫徹される環境が前提になることを付け加えなければなら
ない。

以上の5点はアジア太平洋ダイナミズムの実態を浮かび上がらせたと共に、産業
発展・産業調整・国際分業と多国籍企業との関係について途上国と先進国にとって
のいくつかの政策的含意を引き出すことができた。また、多国籍企業を中心とする
国際経済学と開発経済学の研究に対してもいくつかの理論的問題と分析枠組みを提
起したのである。

〔博士論文審査要旨〕

論題 産業発展と多国籍企業

—アジア太平洋ダイナミズムの実証研究—

論文審査担当者 山澤逸平
尾高煌之助
清川雪彦

1 研究の概要

本研究の主要対象は、トラン氏が「アジア太平洋のダイナミズム」と呼ぶ、アジア太平洋諸国（著者は東・東南アジア諸国を指す意味で用いている）間での急速な産業・貿易構造変化である。1970—80年代韓国、台湾、ASEAN諸国は急速な工業化を達成したが、それに伴って各国の産業構造、貿易構造は大幅に変化した。それは国際経済学の伝統的なヘクシャー・オリーン理論（別名生産要素比率理論）に従って資本蓄積と技術進歩で説明することもできるし、そうしたアプローチを取る研究論文が少なくない。しかし各国での構造変化のタイミングや、諸国間での構造変化の相互関連は、先発国から後発国への近代的製造業の移転プロセスを解明しなければ明らかにならないし、そのためにはその主役たる多国籍企業の対外直接投資戦略、行動を分析しなければならない。これがトラン氏のアプローチの特徴である。トラン氏はそれを合繊産業における日系企業による日本から韓国、台湾、ASEAN諸国への移転プロセスに焦点を合わせて果たそうとしたものである。

ここでトラン氏が合繊産業と呼ぶのは合成繊維を素材とする繊維産業のうち、合成繊維糸を生産する十余の企業からなるが、これらの合繊企業はその生産物の合成繊維糸の大部分を自社内ないしは下請企業で加工・織物生産を行って、自ら市場で販売する。したがって合繊企業の経営行動は合成繊維糸だけでなく、合成繊維織物・アパレルも含めた繊維産業のより広い部分にも及ぶ。合繊産業はアジア太平洋地域のダイナミックな産業発展を代表する。合繊産業は1950年代に日本で発展を

開始し、60年代を通じて高成長を維持した。しかし70年前後から、韓国や台湾でも合繊産業が発展し始め、70年代から80年代にかけてASEAN諸国にも波及した。合繊産業の各国への波及の過程で日系の多国籍企業が直接投資や技術移転で果たした役割が大きかったが、他方これらアジア太平洋諸国での合繊産業の発展の結果日本国内の産業調整も迫られるようになった。本論文は合繊産業の発展のアジア太平洋諸国にわたっての相互関連を分析対象とする。日本、韓国、台湾と、ASEANの中での合繊産業先発国のタイと後発国のインドネシアの、5か国を対象とする合繊産業発展の綿密なケーススタディーが本論文の中核である。さらにそれらを通じて産業発展が国際間でどのように波及するか、その波及過程で多国籍企業はいかなる役割を果たすかについて理論的・実証的検討を行っている。

本論文は序章と次ぎの3部、9章からなる。

第1部 産業発展と海外直接投資：日本の産業発展と国際的展開

第1章 産業発展と海外直接投資：日本の合繊産業

第2章 日本企業の多国籍化戦略：合繊企業の経験

第2部 産業発展と多国籍企業：途上国の産業発展への効果

第3章 産業発展への多国籍企業の効果：分析枠組み

第4章 経営資源でのキャッチ・アップと産業発展：韓国合繊産業の経験

第5章 経営資源分割導入と産業発展：台湾合繊産業の経験

第6章 技術移転摩擦と多国籍企業：タイ合繊産業の経験

第7章 後発性の利益と産業発展：インドネシア合繊産業の経験

第3部 産業発展・産業調整と国際分業：多国籍企業の役割

第8章 企業内産業調整：日本合繊産業の経験

第9章 日本とアジアの貿易と日系多国籍企業

2 日本合繊産業の発展過程と海外直接投資

第1部では合繊産業が日本でどのようなプロセスを経て発展し、どのようなパターンをもって海外投資を行ったかを分析する。まず第1章で、合繊産業の発展過程を整理した上で、海外直接投資のメカニズム、それに影響する諸要因をヘクシャー・オリーン理論の枠組みで説明する。第2章では産業発展論、企業成長論の立場から海外直接投資行動を考察し、合繊産業の多国籍企業戦略を分析する。ここでト

ラン氏は東レと帝人という代表的合繊企業のアジア太平洋諸国への国際展開を詳細に跡づける。それは川上の合繊糸製造だけにとどまらず、川中の織布・川下のアパレル生産まで組み入れた国際的垂直統合戦略を含む。両企業とも国内での行動と同じく、各国ごとに川上・川中・川下の各生産段階に子会社を設立する垂直統合を行なったが、東レは川上から川下へと広げていく「前方垂直統合」をとったのに対して、帝人は川上段階に重点を置きつつ、合繊原料製造へ遡及する「後方垂直統合」をとった。これは帝人の方がポリエステル原糸製造により優位を持っていたためである。また各国の国内産業保護政策に制約されて、両社とも1国レベルでの垂直統合しか実現できなかった。1970年代後半になってようやく、東レが香港の自由港やマレーシアの自由貿易地区制度を利用して、香港企業TALと提携して、数か国にまたがる国際的垂直統合を実現した。

3 アジア諸国での合繊産業の発展と日系多国籍企業の関与

第2部では産業発展の国際波及に関する受入側の問題を究明する。まず第3章でそれを考察するための理論的枠組みを提示する。ここでは産業の国際競争力強化をもたらす要因は何かを明かにした上で、それらの要因が多国籍企業による直接投資でどのように影響を受けるかを理論的に解明する。産業発展の国際間波及の分析枠組みとしてはプロダクト・サイクル論と雁行形態論があるが、著者はこれらのいずれにも満足しない。前者は投資国の市場条件と生産物のライフサイクルのみに着目し、産業はライフサイクルに従って自動的に移転するように扱われる。後者は受入国の産業発展過程の枠組みの中で、追いつきプロセスを解明するが、産業レベルでの考察にとどまってその中核となる企業の行動まで立ち入らない。著者は雁行形態論の枠組みの中で、産業発展過程で企業内に経営資源が蓄積され、技術習得、生産効率化及び市場拡大をいかに達成するかを解明する。

次いで第4-7章では韓国、台湾、タイ、インドネシアの4か国における合繊産業の発展過程と日系多国籍企業が果たした役割を考察する。ここで産業発展と外国資本・技術との関係が焦点となるが、実際には投資受入国側の状況によって異なった経験と教訓が得られた。韓国の場合は(第4章)、経営資源でのキャッチアップという新しい概念を提示し、技術導入経路についての現地企業の戦略、そのキャッチアップ努力を分析し、産業発展における多国籍企業の役割と発展成功の条件を探る。

台湾の場合は（第5章）、多国籍企業による支配を抑制するために経営資源を分割導入する（外資比率制限等により、技術のみを導入するライセンス契約を奨励）可能性を提示するほか、技術供給者の経営資源と移転形態との関係、経営資源でのキャッチアップを重点的に分析する。

他方タイの分析では（第6章）、多国籍企業の支配形態と技術移転の関係を考察し、産業の効率的発展と資本・技術の現地化問題を考察する。また現地との技術移転摩擦問題も浮かび上がる。最後にインドネシアの分析は（第7章）、本研究で取り上げる国・地域の中で最後発国として、どのような後発性の利益を享受したかを示してくれる。ここで技術の国際的広範な波及の下で最後発国の産業発展において外国の資本・技術がどのように利用されているかに焦点を合わせる。

本研究全体の課題は、産業発展の国際間波及プロセスとその結果としての新しい国際分業における多国籍企業の機能である。産業発展の国際間波及プロセスは雁行形態論の枠組みで分析され、多国籍企業の機能は経営資源の国際的再配置として把握される。経営資源は企業内部で蓄積され、企業成長の源泉になるものだが、それが国際的に移転されるとき、移転先での経営資源の蓄積度合いによって移転パターンが異なる点が考察される。ここでの作業仮説は経営資源が多国籍企業を通じて投資国から受入国へ移転されることによって後者の産業発展が加速されることである。雁行形態的発展過程での経営資源の蓄積・移転について「外国経営資源への依存度」「経営資源のキャッチアップ」「技術導入のチャンネル選択」等の概念を導入し、いくつかの仮説を提示して検証を試みた。すなわち国内での経営資源の蓄積度合いは、外国資本・技術への依存度及び技術導入のチャンネル選択を規定するという仮説が提示され、この仮説は韓国、台湾、インドネシアの産業発展過程で検証された。

他方、外国の経営資源の導入は各受入国内での経営資源の新たな蓄積を誘発し、雁行形態的発展を加速するという仮説も検証された。経営資源の国際間移転は多国籍企業の戦略のみによって決められるのではなく、受入国の対応、特に現地企業の行動にも規定され、その対応はまた受入国の発展段階一般、経営資源の蓄積度合いなどによって影響を受けるので、資本・技術の国際間移転パターンも多様であることが明らかにされた。繊維産業の場合、技術導入チャンネルにおいて韓国、台湾、タイ、インドネシアはそれぞれ異なった対応を示した。韓国と台湾はライセンス契約を主要な導入チャンネルとしたが、韓国の場合経営資源の蓄積度合いに関する企

業間格差が大きく、経営資源の蓄積が小さい一部の企業は直接投資チャネルも積極的に利用しながら、経営資源のキャッチアップに努めてきた。タイとインドネシアは全体として経営資源の蓄積が少なかったために、直接投資チャネルを重視した。しかしインドネシアでは1980年代に入って、標準化されてきた合繊産業技術が内外に広範に普及したため、新規参入の企業は多様な形態で技術を導入した。雁行形態発展の最後発のインドネシアが種々の後発性の利益を受けたわけである。

4 日本合繊企業の国内における構造調整

第3部では産業発展が日本からアジア太平洋諸国に波及した後、日本でのその産業はどう調整されたか、日本と同地域との分業関係はどう変わっていったかを分析する。まず産業発展を企業の立場から考察し、企業内調整がどのように進められるかを理論的・実証的に解明する(第8章)。企業内産業調整とは、同一企業内で衰退部門から成長部門へ、資本や労働を、外部の要素市場を経由せずに、移転させることである。ここでも企業にとっては経営資源の部門間移転が最重要であり、投資国企業にとって、経営資源の国内での部門間移転と国際間移転の2つの問題に直面することとなる。もっとも日系合繊企業では両者は二者択一ではなく、両者が平行して進められた。トラン氏は前述の東レと帝人が、活発な国際展開と平行して、国内でも多角化(成長部門への進出)と差別化(後発国産品と競合しない高品質、高付加価値品への特化)を中心とした企業内調整を活発に行ったことを明らかにする。すなわち雁行形態的発展の後期段階で、投資国の企業内部に蓄積された経営資源によって企業内産業調整が加速化され、投資国・受入国間の国際分業の高度化が調和の取れた形で実現したわけである。

最後に第9章では合繊産業における日本とアジア太平洋諸国との分業関係(生産、貿易、投資)を広い視野から整理・展望して、本論文は締めくくられる。自由な貿易投資環境では、多国籍企業は投資国内での企業内産業調整と受入国への技術移転を加速化して、産業発展の円滑な国際間波及を実現し、調和的な国際分業の高度化を達成するというのが、本論文全体の結論である。

5 評 価

本論文の貢献として次ぎの3点が挙げられよう。

第一に多国籍企業による産業発展の国際間移転という、アジア太平洋経済の重要課題を体系的に整理し、実証分析を行ったことが本論文の貢献である。われわれはこの問題の解明に当たって多国籍企業の行動を中心に据えたトラン氏のアプローチは正しいと認める。この課題の重要性はすでに述べた。産業や貿易・投資の実態と密着した研究課題故に、企業家・政策担当者等実務家とのインタビューを通じて資料作成や分析を行い、実務家にも理解しうる形で発表した。本論文は企業にとっての国際展開のあり方、受入国にとっての外資政策のあり方（つまり多国籍企業の経営資源をいかに最大活用し、しかもその支配や弊害を回避するか）等の、国際経済政策の現実問題の解明に有用な示唆を与えよう。

第二に上述の実証研究に当たって必要となる理論的基礎を求めて、国際経済学、産業発展論、企業論を組み合わせるような理論構築を試みていることが挙げられよう。

(1) 海外直接投資の決定因として、寡占企業のストラテジーや現地企業の対応を取り入れること。

(2) 後発国の合繊産業の競争力強化過程を雁行形態論の枠組みで整理し、その中の経営資源の蓄積及び多国籍企業の役割を明示したこと。

(3) 「経営資源のキャッチアップ」の概念を導入して受入国における経営資源蓄積の特異なあり方を解明したこと。さらに後発性の利益を明らかにして、それを実現するための受入国の外資政策論を導いたこと。

(4) 投資国において多国籍企業の海外投資に伴う企業内構造調整メカニズムの解明。

等である。これらはいずれも著者が上記第一の実証研究・政策論の基礎として必要とし、理論構築を試みたものである。これらの理論課題は最近ようやく理論研究者の関心を引いてきており、著者の試みはこれら理論家に対して現実問題への橋渡しを果たすであろう。

第三の貢献として著者による綿密な実証資料収集・作成がある。個別企業の国際展開に関する情報は新聞報道されるのみで、分析の基礎となる整合的な資料はほとんど整理されておらず、いわんや公開資料は皆無に近い。したがって著者は日系合繊企業の国際展開のメカニズムの解明に当たって、既成資料に頼ることができず、主として自ら収集・作成した次のような資料を用いた。

(1) 特定の日系合繊企業数社に数度にわたってインタビューを行い、本社側の国際展開の概要を把握。

(2) これらを補って化繊協会資料、社史等を渉猟して、日本合繊産業全体の国際展開を把握。

(3) 上記4か国の各々へそれぞれ1-3回の現地調査を行い、現地企業・日系企業子会社をインタビューして、現地側の対応を調査。

これらの独自資料は本論文中で適切に整理発表されており、今後この問題に他の研究者がアプローチする際に貴重な手がかりを与えてくれよう。

本論文がアジア太平洋諸国の重要な産業発展問題を研究対象に取り上げ、厳しい資料制約にもかかわらず、そのメカニズムの実証的解明と理論化に取り組んだことを高く評価するが、なお実証分析の方法と理論化作業に関して次のような問題点が指摘されよう。

第一に本論文中でいくつかの興味ある仮説が提起され、実証が試みられたが、それらは厳密な意味で実証されたか。そのひとつ「多国籍企業の投資により現地生産の効率化が実現した」という仮説の実証のためには、厳密には生産性データ、コストデータが不可欠である。それらが得られぬため、著者の論証は、(1)直接投資が行われ、(2)経営資源のキャッチアップがなされ、(3)現地合繊生産の拡大、輸入代替化、輸出化が実現した事実を並べて、関連づけるという、間接的な方法をとった。厳しく言えば、(1) → (2) → (3) という仮説がデータの上から検証されたとは言えない。他の仮説についても、トラン氏の論述は読者に納得が行き、理論的にも裏づけられるが、厳密な実証が不十分であるものがある。

第二に現実に問題に関連してパイオニア的理論化を試みたが、理論化作業にはなお改善の余地がある。特に多国籍企業の行動様式や産業発展の国際間波及といった現象を把握するために著者が導入した新造語は、読書にまだ馴染まない分だけ、理論化の明快さを減じてしまう傾向がある。たとえば「経営資源のキャッチアップ」は著者の多国籍企業の媒介による産業の国際間移転のメカニズムの中心概念で、頻繁に用いられるが、いまだ熟さない。これは外国からの技術・知識を導入して自国の経営資源に体化して、外来資源に代替することを意味する。また本論文で「多国籍企業」と題しても、そこで扱われるのは通常多国籍企業の行動様式とされるものの一部を取り上げるに過ぎず、「日系合繊企業の海外直接投資」で良かったので

はないかとの批判もありえよう。また著者が好んで用いる「アジア太平洋のダイナミズム」も、学術用語としては馴染まない。

第三に日系合繊企業の国際展開の分析に絞ったことの長短がある。この分析対象の限定で産業発展の国際間移転という大きな研究課題を投資国・受入国の双方にまたがって、移し手の多国籍企業と受け手の現地企業の双方の行動様式から把握しえた。しかし反面そこから得られた事実発見や理論化が、国際間産業移転のメカニズムとしてどの程度一般化できるかという疑問が問われよう。欧米の合繊企業の投資行動との異同や、自動車・電子機器等他産業の投資行動との異同についても知りたいところである。

もっとも産業の国際間移転という研究課題は、その現実面での重要性にもかかわらず、資料収集が困難で、先行業績も少ない点からしても相対的に困難が大きく、それを克服しようと努力を重ねたトラン氏の成果を多とするものである。したがって以上の問題点指摘はあくまで今後の研究方向への示唆に過ぎず、現時点での本論文の学問的貢献の価値を損なうものではない。われわれ審査員は、トラン・ヴァン・トゥ氏の最終試験の結果と勘案し、本論文によって同氏に、一橋大学博士（経済学）の学位を与えることを、適当と判断するものである。

平成5年12月15日

日本の技術革新と産業組織

後 藤 晃

日本経済が近代経済成長を開始してからほぼ 100 年の間、日本経済は高い率での成長を続け、1人当たりの GNP でみる限りでは、世界のトップクラスになった。この急速な成長の重要な原動力の一つは、技術進歩であった。海外からの技術の導入と、自らの活発な研究開発活動により、日本の製造業の技術水準は急速に上昇し、製品の品質の向上、コストダウン、新製品の開発が実現されていった。このような技術進歩は経済成長をプッシュし、さらに経済成長が一層の技術進歩を促すというサイクルが、他の成長する経済と同様に、日本の近代経済成長のトレンドを形作った。

このようなプロセスの中で、企業、産業は急速な、絶え間のない環境の変化への適応をせまられた。さらに、単に受動的に環境変化に適応しただけでなく、積極的な企業行動の中からこのような変化が生みだされたのであり、企業が様々な形で変化を担う重要な主体であった。企業は急速な成長と変化の中でうまれてくる大量で、多様な財・サービスの取引の結接点であった。大量で、多様な財・サービスのフローを効率的に取引していくという企業の行動の帰結として、いくつかの慣行が生起してきた。企業集団、系列等とよばれる企業間関係もその一つである。このような慣行も含めた取引のあり方は、決していくつかの代替的なモードの中からある特定のタイプのものが効率性という観点から決定される、というのではなく、企業の積極的な行動の中から生起してくるものであり、また、継時的にダイナミックに変化を遂げていくものである。

本研究では、技術進歩と企業間関係という二つの観点から、日本の産業のダイナミックな変化と組織を検討しようとするものである。とりわけ、技術進歩と企業間関係を 2つの別個の課題として取り扱うのではなく、技術進歩の分析においても、

企業間、産業間の関係念頭におきつつ議論を進めていくとともに、企業間関係の分析においても、そのダイナミックな変化にできる限り力点をおくように試みた。各章は、以下のように要約される。

第1章は、第2次大戦後の日本の技術進歩の主要な源泉の一つであった欧米からの技術導入をとりあげた。技術導入自体、そのかなりの部分が技術知識の取引という形をとり、また、かなりの部分は、リバース・エンジニアリング等、明示的な取引という形をとらない技術知識の流入からなっている。いずれにせよ戦後の日本は海外から多くの技術知識を獲得したが、その背景には次のような要因があった。

第一に、需要の急速な拡大と、市場での活発な競争があげられる。前者は、コストダウンや新製品の導入に成功した企業は高い報酬がえられたことを、後者は、それらに失敗した企業が競争から脱落したことを意味する。第二に、上記の技術向上への強い誘因の存在を必要条件とすれば、現実に進んだ技術の導入を可能にした国内における技術的基盤の存在が十分条件としてあげられよう。この技術的基盤は、戦前、戦中から受けついだものと、その後の高い研究開発投資によって形づくられている。第三に、政策も技術導入に一定の影響を与えた。積極的な技術導入によって国内の産業を振興し、輸入の削減、輸出の増大を図ろうとする政策の下で、政府は技術導入を奨励するとともに、日本の企業が有利な条件で海外の企業から技術を手に入れるように、様々な形で介入した。第四に、戦後の安定した政治経済体制の中で、世界貿易は大きく伸長した。技術貿易もその例外ではなく、日本のみならずヨーロッパ諸国も活発な技術導入をおこなった。このような全体的な文脈の中で日本の技術導入も考えねばならない。

第2章では、活発な技術導入を可能にした重要な要因の一つである日本の産業の研究開発活動を、研究費のデータを用いて検討した。そこでは、技術知識ストックという概念を導入し、高い研究費の支出により日本の産業が技術知識ストックを蓄積し、生産の増加に貢献したプロセスを数量的に把握した。また、産業間の技術知識のフローとその効果についても、明らかにした。

技術知識ストックの概念は、物的な資本ストックとのアナロジーで考えられたもので、一方で年々の研究費を支出することによって新たな技術知識が作りだされ、そのストックに付加されていくが、他方で、他企業による技術の模倣や普及、あるいは新技術の開発により陳腐化していくと考えられる。本章では年々の研究費をべ

ースに、日本の製造業7産業についての技術知識ストックを計測し、さらに、これを生産関数にとりいれることにより、技術知識ストックの限界生産性(あるいは研究開発投資の収益率)を計測した。

さらに、当該産業に中間財、資本財を供給する産業において研究開発がおこなわれ、新技術が中間財、資本財に体化されると、これを購入し使用する当該産業の生産性が上昇する。このような、産業間の技術のフローを、各産業の研究費と、産業連関表をもとに計測し、日本の製造業における技術の流れを明らかにした。つづいて、上述のような形での他産業からの技術の流入が当該産業の生産性の上昇に寄与する程度を計測した。

第3章では、産業の研究開発の多角化の動向を数量的に明らかにし、この面から日本の産業の研究開発の動向、ひいては産業のダイナミックな変化の過程へアプローチする。今日、各産業とも、広い分野にわたって研究開発活動をおこなっており、ある産業の研究開発活動の技術的特性を、その産業がどのような分野にまたがってどのようなウェイトで研究費を支出しているか、という分布から特徴づけることができる。このようなデータに基づいて、新しい技術分野の生成やその影響を検討することができる。すなわち、各産業の研究費が n 種類の製品分野にわたって支出されており、 m 種類の産業が存在するとすれば、研究費について産業—製品分野の $m \times n$ マトリックスがえられる。これをもとに、各産業の研究費が各製品分野にわたって分布している状況を示すベクトルによって、各産業がどのようなタイプの技術的な基盤をもっているかを知ることができる(このベクトルをその産業の技術ポジションとよぶ。)また、各製品分野についての研究開発をどのような産業がおこなっているかという点についてもこのマトリックスから知ることができる。また、第2章でのべた産業間の技術のスピルオーバーを、中間財、投資財に体化された形でのスピルオーバーと、技術知識の伝播という形のスピルオーバーの2つにわけてとらえることも可能となる。

第4章では、企業間での技術の取引のプロセスを検討する。技術は、それが情報というきわめて特殊な財であるため、市場取引が困難な財といわれている。しかし、他方で現実には、企業間で活発な技術の取引がおこなわれている。ここでは、理論が予見する技術取引に伴う困難が、現実には様々な制度によりどのように対応されているかを検討する。

第5章では、鋳工業技術研究組合のような、複数の企業の共同研究開発をとりあげ、その実態や意義を検討する。日本の企業が、場合によっては製品市場において競争関係にある企業とも手を組んで共同で研究開発をおこなうというケースがエレクトロニクスの分野などでみられ、注目を集めた。研究開発には本来、市場の失敗が伴うと考えられており、その意味からも、企業間での共同行為によってこれに対処することはじゅうぶんに根拠のあることのように思われる。しかし、現実の日本の企業間の共同研究開発を市場の失敗への対応として理解できるのか否かは、よりくわしく検討の余地がある。この章では、このような問題意識を背景に、日本における研究組合方式での共同研究開発の歴史を明らかにし、さらに理論的に、共同研究開発に期待されることを現実の共同研究開発のあり方にてらしあわせてみることによって、共同研究開発の問題点や意義を探ることが試みられる。

第6章では、日本の製造業における市場集中度の長期的動向を検討する。市場集中度も含めた市場構造が市場行動を経て市場成果を決定するという一方的な因果関係を想定するのはやや単純にすぎ、市場構造も市場成果もともに、より基本的な需要条件、技術・費用条件といった変数によって同時に決定されると考えられる。しかし、個別の市場において上位の企業の生産量がどのように分布しており、とりわけそれが時間とともにどのように変化してきたか、という点は、依然として産業組織のダイナミックな変化を理解する基礎的なポイントの一つである。ここでは長期にわたる集中度の系列のデータを作成し、集中度の趨勢を明らかにするとともに、その変化の原因について検討した。これによると、日本の製造業の集中度は、高度成長期が終わった後も、特に上昇する傾向はみられない。また、集中度の変化に与える要因としては、米国では広告等による製品差別化が重要であったが、日本ではこの変数はあまり重要でないという点が明らかとなった。

第7章は、日本の企業間関係、とりわけ、企業集団や系列、下請制度等とよばれる企業間関係の分析にあてられる。市場経済の中では、常に匿名の、スポット的な取引だけがおこなわれているのではなく、なんらかの固定性をもった取引がおこなわれている場合が多い。そこで具体的にどのような企業間関係が生起してくるかは、それぞれの市場経済がおかれている歴史的、制度的条件に大きく影響される。日本の企業集団や系列、下請制度などの企業間関係をこのような文脈で理解しようとするのがこの意のねらいである。企業集団や系列とよばれる企業間関係をここでは六

大企業集団に代表される水平的系列と、組立メーカーと部品のサプライヤーからなる垂直的系列とに分類し、その生成の歴史的背景と経済的ロジックを明らかにした。さらに、このような企業間関係が経済に存在することの含意についても検討した。

第8章は、第7章のロジックを流通に適応し、生産者と流通業者の間の関係を検討したものである。流通系列化とよばれる企業間関係のもつ意味と問題を明らかにすることが試みられる。日本の流通は「長くて複雑」といわれ、物価が高い原因として、あるいは参入、輸入障壁として非難されることが多い。しかし、生産と消費を結ぶためには流通という機能は必ず必要であり、そこで問題はどのような構造、組織でこの機能を果たすことが望ましいか、ということになる。このようにして考えてみると、日本の流通のあり方は日本の経済社会のおかれた状況を反映しており、国民経済的にみて効率的な側面と非効率的な側面があることが明らかになる。

最後の第9章は、衰退産業の調整の問題がとりあげられる。経済成長の過程では、一方で技術革新などにより新たな産業が生まれ、成長をとげていくが、他方で、常に、衰退し消えていく産業も存在していた。1980年代初の日本では、二度の石油危機、需要構造や比較優位構造の変化により、いくつかの産業が「構造不況」に陥ったといわれた。実際はその中の多くが1980年代後半の好況の中でよみがえったが、中にはアルミニウム精練業のように、ほぼ消滅してしまった産業もあった。このようなケースは、経済学的にも興味深い問題を提起しており、また政策的対応のあり方についても各国で差違があり、同様に重要な論点を含んでいる。

〔博士論文審査要旨〕

日本の技術革新と産業組織

審査員 小野 旭
南 亮 進
寺 西 重 郎

後藤晃氏は、一橋大学大学院経済学研究科在籍中より、一貫して産業組織の研究

に従事してきた。今日に至るまでの後藤氏の研究成果は英文および日本文によって発表され、内外の専門雑誌やコンファレンス議事録の中に収められている。この度提出された学位請求論文『日本の技術革新と産業組織』（東京大学出版会、1993年）は、後藤氏がこれまでに精力的に追求してきた諸研究の成果を、技術革新および企業間関係という2つの視点から、体系的に整理したものである。本書は以下のように構成されている。

序

第1章 戦後日本の技術導入

第2章 研究開発投資の計量分析

第3章 R & Dの多角化と技術のスピルオーバー効果

第4章 技術の取引

第5章 共同研究開発と技術革新

第6章 市場集中度の長期的動向

第7章 日本の企業間関係

第8章 流通系列化と市場経済

第9章 構造調整と市場機構

終章

以下では各章ごとに批判を含めながらその内容を紹介し、その後で本論文に対する審査員の評価をのべることにしたい。

第1章において著者は、第2次大戦後の日本の製造業における技術導入過程を概観し、その特色と背景とを明らかにする。戦後の高度成長過程で国内市場が急速に拡大し、企業の新規参入が行われたこと、また貿易や資本の自由化によって海外との競争が厳しさを増したことなど、国内や海外からの競争的要因が技術導入の誘因として強く働いたとしている。それと同時に、わが国は比較的良好に発達した技術的基盤を戦前期から受け継ぎ、その後の研究開発や教育への投資も活発に行われ、進んだ技術を輸入できる条件がすでに存在していたことも、技術導入にとって極めて有利な条件であった。そのほか、外為法や外資法に基づく外国為替の割り当てによる技術導入の直接的コントロール、重要な機械・設備に対する輸入関税免除措置、

公正取引委員会に対する国際契約の届出義務など、政府の政策も技術導入に一定の影響をもったことが指摘されている。

第2章では、まず最初に、GrilichesやNadiriにならって、研究開発支出のフローデータから技術知識ストックが推計される。次いで、これをCobb-Douglas型生産関数の追加的変数とすることにより、研究開発投資の収益率が求められる。すなわち、著者は全要素生産性成長率が技術知識ストック変化分の産出量に対する比率に依存するという方程式を導き、その係数推定値から産業別に収益率を算出した。それによれば、製造業所属の7産業の平均で収益率は39%であり、アメリカの推定例と比べてやや高い。

著者は、さらに、各産業の生産性成長率が各産業の研究開発投資ばかりでなく、他の産業から購入した中間財や投資財に体化された研究開発活動にも依存すると考え、それぞれの貢献度を分離して計測しようと試みる。そのために、66部門に分割された技術フロー・マトリックスを作成して、中間財および投資財に体化されたR & Dの流入量を求める。これを説明変数として含めた回帰方程式を推定することにより、他の産業からの技術フローのほうが当該産業のR & D支出よりも全要素生産性成長率に大きく貢献しているとの結果が得られた。しかし、著者自身も指摘するように、仮定された生産関数では資本が研究施設・設備を、労働が研究者を含んでおり、さらに技術知識ストックを加えることにより、資本および労働との間に二重計算が行われている。これは別の資料によって調整が可能であったはずであり、今後の改善が待たれる。

第3章では製造業における研究開発の多角化の動向を概観すると同時に、Jaffeの技術距離(各産業における技術開発分野の類似性を示す指標)を測定し、それが生産性に与える影響を推計する。これらの目的のために、製造業の54産業の各々について26の製品分野別に研究費の支出分布が作成される。これより研究費のうち本業に投ぜられる比率が1975~82年の間に低下したこと、逆に食品・繊維・化学等はバイオテクノロジーを利用した医薬品分野の研究開発に、また金属・一般機械・精密機器等はエレクトロニクス分野の研究開発に、それぞれ参入しつつある事実が発見された。次いでエレクトロニクス産業からの技術距離が、前章で考慮された諸要因とは別に、全要素生産性成長率に対して統計的に有意な影響を及ぼす事実が示される。この事実は、中間財や投資財の購入の場合と異なり、市場での取引を

經由することなしに、ある産業の R & D 活動が他の産業に波及する効果の重要性を示唆するものである。

第4章の前半では、企業間での技術取引における特殊性と問題点を検討し、技術(知識・情報)は一般の財とは違った性質を持っており、その取引は一般の財とは違った困難を伴うことが指摘されている。技術情報は公共財の性格があるため消費の排除不可能性、すなわち他者による模倣という形での消費の排除が難しく、これが技術の生産者の開発意欲を削ぐ結果となること、売手は技術情報を持っているが買手はそうではないという非対称性のため、いわゆる逆選択が生じ、質のよい便益を生む情報が市場取引から排除されることが発生する、というものである。この点に関して著者は、わが国では、系列という産業組織がこのような問題を軽減し、技術取引を促進する可能性があるということなどの興味ある見解を表明している。

この章の後半では技術取引の実体が検討されるが、その中で、国・地方自治体などによる技術情報のオンライン・サービスに、国内の技術普及はもとより技術の国際的移転を促進するものとして、著者は大きな期待を寄せている。

このようにこの章は、必ずしもオリジナルな分析を意図したものではないが、技術取引にまつわる諸問題を手際よく纏めたものと言える。

第5章は、複数の企業による共同技術開発の分析である。まず公正取引委員会の調査を利用して、日本の共同技術開発の実体が明らかにされる。それによれば、企業の半数が何らかの形で共同技術開発の経験がある。しかし共同技術開発は、競争関係にある企業間ではなく、主として垂直的な関係にある企業間で行われていることが指摘される。また共同技術開発は、直接産業に直結する分野ではなく、基礎研究の分野に多く見られる。これは当然のことではあるが、しばしば外国で、日本では競争関係にある企業間で、直接生産に直結する分野においても共同技術開発が行われているかのような論調が見られるだけに、興味深い指摘である。

次に共同技術開発の評価が行われる。この種の技術開発には開発費用と開発時間を節約するというメリットがある一方、共同技術開発の中で共謀して研究開発を遅らせたり、それをきっかけとして製品市場での共謀へと発展するという危険もはらんでいるという。

最後に、共同技術開発の形式の一つである「鉱工業研究組合」の効果の検討が行われる。特許数を研究費で割った特許生産性でみると、研究組合のそれは民間企業

全体と比べてかなり低い。これは多分に、研究組合の研究が基礎研究にかたよっているためであろうが、著者は研究組合の効果については懐疑的な姿勢を見せている。組合は大部分共通の研究拠所は持っておらず、それを持っているところでも、研究の大部分は参加企業のそれぞれの研究拠所で行われることが多い。したがって組合によって、研究開発の規模の経済性が高まり開発費が節約されることはさほど重要ではなかった。著者によれば、研究組合の真の意義は、政府の補助金の受け皿になることであり、しかも政府の助成のもとで設立された組合のプロジェクトは、きわめて成功の見込みの小さいもので、そのような研究に公的資金を投下することの正当性は疑わしい、と論じている。この見解は、日本の共同技術開発の成功に急速な技術発展と経済成長の鍵の1つを見出そうとする、外国の一般的な論調に反省を迫るものとして極めて注目に値しよう。

以下の第6章から第9章までは産業組織の分析を目的としたものである。

第6章は、市場集中度の長期的変化とその意味を分析している。この章の前半では、公正取引委員会のデータから、上位3社集中度とハーフィンダール指数とが推計される。それによると50年代から70年代にいたるまでわが国の市場集中度が安定的であり、この点でアメリカと類似していることが指摘される。またこの期間を通じて上位3社集中度が一貫して70%を超えていた8品目を生産していた主要企業の利潤率（自己資本利潤率と総資本利潤率）の平均値は、全産業のそれをかなり上回っていることが見出される。この章の後半では、集中度の変化の要因分析が行われる。すなわち集中度の変化率を被説明変数とし、それを集中度の初期値、産業の成長率、産業の規模（出荷額）、製品差別化の程度（産業連関表における広告投入比率）で説明する関数を計測している。期間は1967年から1984年までである。この結果集中度の初期値、産業の成長率、産業の規模の3つの変数は有意であるが、製品差別化変数は有意ではないことが示される。この結果をもって著者は、戦後の日本産業では、差別化といった要因よりも、需要の変化、新規参入といったダイナミックな要因が上位企業のシェアの変動を規定した、と結論している。

この章の分析で得られた事実発見はいずれも興味深いものである。しかし、日本の集中度が広告、差別化といった要因に依存しないならば、なぜ企業は多額の広告費を投じ続けているのか、この点についての説明もなされるべきであったであろう。

第7章は、企業集団、系列、下請といった企業間の長期的な関係が市場メカニズ

ムの中で生成するプロセスと機能を分析する。まず企業間関係を企業集団などの水平的企業関係と親会社とこれに部品を供給する子会社という垂直的關係にわけ、前者については、戦後の経済民主化政策の下での財閥解体時にテイクオーバーに対する制度的ルールが存在しなかったため、経営者がその行動のオートノミーを守るために持合がなされたことが指摘される。また後者の垂直的關係については、戦中戦後の重化学工業化とその遺産としての多数の中小企業の存在と急速な需要拡大という諸条件の下で、企業が部品等の取引を効率的に行おうとする中から生じたものであることが指摘される。後藤氏の企業関係論のアプローチは、このように市場と企業組織の代替のモードの中でより取引コストの低いモードが選ばれるといった静学的効率性基準のみに依存する方法を否定し、特定の歴史的・制度的条件の下での制度と技術変化・需要拡大等との相互作用というダイナミックなプロセスを議論にとりこむという点に大きな特色をもつ。主として垂直的企業關係の形成を説明するにあたって、スポット的な市場取引の取引コストが高いときの代替のモードとして、垂直統合による取引の内部化だけでなく信頼關係にもとづく長期的継続的取引關係をあげ、こうした關係の形成を、Hirschmanの提示した最終財市場でのレントと關係固有的レントの大きさの比較にもとづくモデル等を援用することによって理解しようと試みる。

第8章は第7章のモデルのいわば応用編であり、いわゆる流通の系列化という現象を、スポット的市場組織 vs 内部組織という既存の考え方ではなく第3の方法としての長期的継続的取引關係の形成という視点からとらえなおそうとしたものである。

かつては日本固有の遅れたシステムとして認識されていた企業系列、下請關係、流通系列などの現象を最適制度論の立場から見直し、その合理性を指摘することは現在の経済学のひとつの典型的なスタンスであるが、ややもすると過度に強い正当化に傾く趣きがなくはない。こうした流れに立ちながらも、単なる静学的合理性だけではなく動学的視点と歴史性の認識と随所に国際比較の視点を加味することによってよりバランスのとれた理解に至ろうとする著者の意図は、きわめて妥当である。しかし、この章の野心的な試みははまだ試論の域にとどまっているのも事実である。たとえば、垂直的企業關係についてのレントの比較は十分な実証的裏付けを与えられていないし、流通系列化についても歴史的背景をもったダイナミックな分析はなされていないことが惜しまれる。

第9章では、1980年代における日本のアルミ産業を題材に衰退産業の調整の問題がとりあげられている。著者はまずアルミ産業の調整に関するわが国の政策対応のスタンスは、ヨーロッパ諸国のばあいとちがって、競争力を失っていく産業を保護するというものではなく、企業の退出・撤退を容易にするという性格のものであったと主張する。さらに氏は企業の撤退過程における企業系列の役割にふれ、その効果を過大に評価すべきでないことを強調している。

このように本論文は、先行研究の蓄積を十分にふまえたうえで、日本の産業組織と技術進歩の経験を素材に随所に新しい試みを展開しており、この分野における着実な貢献の集大成といえることができる。たとえば研究開発の多角化度の推計では本事業のシェアの低下に対応してパイオやエレクトロニクスなどの新成長分野への積極的進出の生じていることの指摘とか、中間財や投入財に体化した技術のスピルオーバーだけでなく市場を経由しないで行われる技術のスピルオーバーの重要性を指摘したこと等の多数の貴重な貢献が散りばめられている。また、さまざまな現象に関する新しい見方も数多く、その意味で洞察力に富む論稿でもある。たとえば、企業系列グループの技術取引に果たした役割の指摘、研究協同組合の果たした役割についての否定的評価、流通系列のもつ効率面での積極的意味あるいは戦後の株式持合の進展におけるテイクオーバーのルールにおける背景の指摘など、理論的解釈を軸として歴史的・国際比較的分析を加味した総合的考察から導かれる数多くの新鮮なファインディグズがあり、読者は多くのものを本書から学ぶことができる。

もちろん、本論文の成果は高く評価されるものの、残された問題も少なからずある。第一に、産業組織と技術進歩を別個のテーマとするのではなく、その両者の関係についてもう一步踏み込んだ分析があることが望ましい。集中度が技術開発力といかなる関係をもつのかというシュムペーター以来の問題に、本書はその背景にある積年の研究成果にもとづきたとえ暫定的であっても何らか主張を行うべきであったと思われる。第二に、産業組織ないし企業間関係の機能と生成過程にダイナミックな制度の進化モデルが必要とされるという本書の指摘は正しいものの、単なる指摘ではなくその方向に一步踏みだした分析のないことが惜しまれる。第三に本書の背景には大量の実証分析から生まれた知的なストックの蓄積が存在するはずであるが、その蓄積について本書は殆ど語ることをしていない。この点についていわば不必要に抑制的でなかったならば、本書の分析結果の読者に訴える力は一層強いもの

になっていたと思われる。第四に資料の扱いにやや粗さが見られる。例えば第6章における市場集中度と利潤率との関係の分析、同じく市場集中度の要因分析において、市場集中度の変数として上位3社のシェアのほか、ハーフィンダール指数を用いてチェックするなど、より慎重な態度が望まれる。第五に分析と叙述が淡泊であるという印象がなきにしもあらずである。例えば第6章の分析において、わが国で市場集中度が驚くほど安定的であったとするならば、なぜそうしたことが発生したかということの説明と、そのことがどういう国民経済的意味を持ったかについての解説を行うことによって、本書は一層内容の豊かなものになったはずである。

しかしながら、これらの批判点はいずれも将来の研究課題として、著者の今後の努力に期待しうるものであり、序論と終章において著者自身このことを明確に認識している。それゆえ本書の段階で得られた数多くの成果の価値を否定するものではない。審査員一同は、面接審査の結果とあわせて、後藤晃氏に一橋大学博士（経済学）の学位を授与することが適当であると判断する。

1993年12月15日

日華講和と戦後東アジア国際政治

袁 克 勤

第二次世界大戦が終わってから四年を経て、連合国の中に最初日本と事実上戦争状態に入った中国の本土に中華人民共和国（以下中華人民共和国を人民中国と略称する）が誕生した。しかし人民中国の代表が1951年に開かれたサンフランシスコ対日講和会議に招請されず、それから人民中国と日本との国交正常化は1972年まで実現できなかった。サンフランシスコ講和の直後、日本政府は台湾での国民政府と平和条約を結んで、国民政府との国交関係を回復した。日本と人民中国との間20年以上にわたって国交樹立ができなかった主な原因の一つはこの「日華平和条約」の存在である。

日華講和の成立によって、長い間日本と人民中国の国交樹立ができなかったことはよく指摘されている。そのほか、日華平和条約のもう一つの側面は日本と中国との間の戦後処理において持つ意味である。日華講和においての日本と国民政府の立場は通常の平和交渉の戦勝国と敗戦国との関係ではない。むしろサンフランシスコ講和によって、アメリカの同盟国になった日本は優位に立ち、それに対して国民政府は大陸を失い、その存続さえアメリカの保護に頼らなければならず、国際社会における地位は急速に下落しつつあった。国民政府は不利な立場に立って、懸命に日本との講和を求めている。そのため「日華平和条約」は、歴史上空前の敗戦国に対する寛大条約であるといわれるサンフランシスコ条約よりも日本にとって有利なものになった。この意味で日華講和は今までの平和交渉の中できわめて異例の講和である。

このような異例の講和をもたらした背景は、東アジアにおける厳しい冷戦、また当時人民中国はアメリカをはじめとする西側陣営を相手に朝鮮半島で激しい熱戦を展開していた状況である。本論文の目的は日華講和を東アジアにおける冷戦展開の

一環として位置づけ、戦後東アジア国際政治史の角度から日華講和問題を中心とする中国、日本、アメリカの外交を明らかにするものである。

日華講和の研究に関する資料の面では、国民政府は早くも60年代にそれにかんする一部の文書を公表した。日本外務省も80年代基本的文書を公表した。アメリカにかんしては、公刊した文書はわれわれにアメリカのこの時期の極東政策を理解するための基本的資料を提供した。他方、人民中国が公的資料を公開していないから、この研究も他の人民中国の外交に関する研究と同様に個人の回顧、今までの研究成果に頼らざるを得ない。本論文は上述の日本、アメリカ、国民政府の公的文書を基本資料として利用している。人民中国に関しては、当事者の回顧および他の研究を利用している。

日華講和の研究史については、人民中国における研究成果がいまだに見あたらない。台湾の側では林金莖の著書が国民政府の外交を概観的に紹介した¹⁾。

日華講和にかんするもっとも多く研究業績を挙げたのは日本の学者である。その中に石井明は日華講和に関するいくつかの論文を発表した²⁾。石井の研究は国民政府の対日政策を中心とするもので、今までの研究の中に国民政府の公文書を利用した最も詳細な研究である。日華講和に関する外務省の資料が公開されてから、石井は外務省の資料を利用して、交渉における日本政府の対応を分析した。しかし石井の研究は日華条約交渉にはいる前の段階から日本政府の対応を全面的に分析し、日本政府の中国との講和に対する対応についての評価を下すことはしていない。そのために、日華講和を臨んでいる日本政府の中国政策の全体像は明らかにされていない。東アジアにおける冷戦が展開しつつあるという日華講和の背景についての分析はなされていない。

そのほか、この時期の日本政府の中国政策にかんする研究は戦後日本外交史、日中関係史、サンフランシスコ講和にかんする研究の中で多くみられる。その中に日華講和あるいは戦後日中関係に比較的詳しい研究として細谷千博³⁾、古川万太郎⁴⁾、松本博一⁵⁾の研究が挙げられる。

古川の研究は戦後日中関係史の全体の研究の中に日華講和に触れたが、早い時期に書かれていたものであるために、日本、中国およびアメリカの公文書を利用した研究ではない。松本の研究もアメリカの公刊資料を利用したが、国民政府の史料を利用せず、また日本外務省の資料が利用できるようになる前の著作である。細谷の

研究は外務省の一部資料、アメリカ、イギリス側の資料、また日本外務省の当事者に対するインタビューも利用し、「吉田書簡」の作成に対する日本政府の対応について今まで最も詳しい研究である。

上述の三氏の研究はいずれも「吉田書簡」の問題に触れ、各自の評価を下したが、日本の学界で最も広く受け入れられたのは細谷の解釈である。すなわち当時吉田政府は人民中国と国民政府の間に「等距離外交」をとる方向に傾斜したために、アメリカ側の猜疑心を呼び起こし、ダレスからの強い圧力の下で「吉田書簡」を書かざるをえなくなった。その結果、日本の対中国外交は強い拘束を自ら課すことになったのである。「吉田書簡」の作成はアメリカの圧力の前に吉田が屈服した結果であると細谷は解釈する。この見解は日本では広く援用されている。細谷の研究が発表される前も以上のような解釈がすでにあったが⁶⁾、彼は日本、アメリカおよびイギリスの公文書を利用した詳細な研究で、このような解釈を展開した。

アメリカ側の研究では、基本的に日本の研究者の見方と一致するが、いわゆる吉田のアメリカに対する抵抗にかんする解釈は異なることを示した。コーエン(Warren I. Cohen)は「吉田書簡」の作成は日本政府がアメリカの圧力に屈した結果であると日本の研究者の意見に同意を表明しながらも、「しかし吉田首相は、どうみてももともとそうするつもりだったらしいということを考慮すれば、最小のコストでアメリカ側に好感を抱かせることができたといえる」と付け加えた⁷⁾。吉田の戦術についてコーエンは「彼は自分が強国の圧力に譲歩せざるを得なかったのだと、思わせることによって、国内の中華人民共和国派と中華民国派双方の吉田に対する批判者たちを満足させるとともに、懐柔することもできたであろう」と指摘した⁸⁾。筆者の研究はコーエンの解釈に啓発され、この面をより詳細に検討しようとした。

そのほかの研究では、ジョン・ダワー(John W. Dower)の研究は基本的に「吉田書簡」の作成はダレスの圧力の結果であるという説を受け入れたが、吉田が中国政策の問題では真剣にアメリカの圧力に抵抗したという説は吉田の側近たちが誇張した説明であると指摘した⁹⁾。ロジャー・ディングマン(Roger Dingman)の論文はアメリカ上院のいわゆるチャイナ・ブロックが日華講和が確実になるまで、サンフランシスコ条約の批准に反対することを企図していたという見解に疑問を提出し、「吉田書簡」を作成したダレスの目的がアメリカ上院のサンフランシスコ条

約承認を確実にする以外にもあることを論じ、ダレスはイギリスをアメリカの東アジア政策に同調させるにあたって日本の援助を求めようとすることを強調した¹⁰⁾。ただし、上述の三人の研究はいずれも日本外務省の資料を利用したのではなく、日華講和問題についての日本政府の対応を詳しく解明するものではない。

日本政府の対応について、マイケル・ヨシツ (Michael M. Yoshitsu) の研究がある。彼の日本政府の選択についての解釈は特異である。ヨシツは日本外務省の数人の当事者とのインタビューを基本資料として、日本政府が当時人民中国との講和を望んでいたと論じ、また「吉田書簡」も国民政府と講和する意思の表明ではなく、吉田がダレスを騙す手段であったと論じている。しかし国民政府と交渉する日本の代表団は吉田の真意を理解せず、ついに国民政府に対して譲歩を重ね、結局国民政府との条約は吉田が望んでいない「平和条約」になったというのである¹¹⁾。しかし外務省の資料が公開された現在、ヨシツが依拠する資料の信憑性は問われ、その結論も成立できなくなった。

そのほかにもいくつかのアメリカ学者の日華講和についての研究があるが、以上紹介した日本の学者の見方と基本的に異なるところなく、資料の方にも日本側の一次資料を使うより、基本的には日本の学者の著作、論文を引用するものである¹²⁾。

本論文の構成は次の通りである。

序章 日華講和と戦後東アジア国際政治

第一章 アメリカの極東政策と冷戦の東アジアへの波及

第二章 革命国家人民中国の登場と米中対立

第三章 国民政府の対日政策

第四章 「日米同盟」形成のための講和

第五章 外圧利用外交—「吉田書簡」の意味

第六章 「日米同盟」下の日華講和交渉

第七章 日華講和後の日中関係

結論

補論 日華講和と吉田茂の中国認識

論文の第一、第二、第三章はそれぞれアメリカの極東政策、人民中国の革命外交

及び国民政府の対日政策を論じるもので、日華講和の背景、すなわち東アジアに展開されつつあった冷戦と日華講和との関係を究明しようとするものである。

対日戦争中、アメリカは中国が戦後東アジアの中心的安定勢力になることを期待した。しかし冷戦初期のヨーロッパにおける共産主義封じ込めを重視したアメリカは中国において国民政府を守り立てることを断念し、東アジアにおける共産主義封じ込めの協力者の役割を日本に期待するようになった。アメリカは日本を有力な同盟国にするため、日本に対する寛大講和の実現を推進した。一方、革命国家として誕生した人民中国は反米的立場をとり、朝鮮戦争にも参戦したために、アメリカはソビエトのみならず、人民中国をも封じ込めの対象とすることになった。このような米中対決の中で、対日講和問題は人民中国とアメリカとの対決の一つの焦点になった。

朝鮮戦争勃発後、アメリカは台湾海峡に第七艦隊を派遣し、直接中国内戦に介入した。人民中国が朝鮮戦争に参戦した後、アメリカは人民中国を対日講和から排除する方針を決め、日本と国民政府との講和を促進した。

中国大陸における共産主義革命の勝利は、日中関係において少なくとも次の重要な結果をもたらした。一つはアメリカと対決する革命国家人民中国の誕生である、もう一つは国民政府の弱体化である。また朝鮮戦争に伴う台湾海峡へのアメリカの軍事介入によって中国共産党は台湾地域をその支配下に収めることができず、中国には二つの政府が存在する局面が長期化した。この二つの政府は対日講和に関して、それぞれ米、ソの支持を得、対立している相手の正統性を否認したため、日本がこの二つの政府とも講和する余地は残されていなかった。

中国共産党の勝利によって樹立された人民中国はソビエトをはじめとする社会主義陣営への加入を内外に宣言、ソビエトと軍事同盟を結んだ。人民中国は西側諸国との国交樹立について、消極的な姿勢を示し、周辺諸国の革命を支援し、中国の内戦国民政府を支持した、共産主義を封じ込める戦略を展開しつつあるアメリカと厳しく対決する姿勢を示した。中国大陸における革命国家の誕生は対日講和に大きな影響を与えた。人民中国の指導者は自国の革命の勝利によって自信が高まり、建国直後もアジアの共産主義革命を指導する地位にあると自認し、またアジア諸国の反「帝国主義」民族運動の支援を自分の使命であり、周辺諸国の革命は自身の利益とつながると認識した。人民中国の指導者は最も主な敵、脅威はアメリカ帝国主義

であると考え、自国の安全を守るため、周辺諸国の革命を支援するために、朝鮮戦争への参戦も辞さなかった。対日講和問題も人民中国の指導者たちはそれをアメリカとの関いの一環として位置づけ、アメリカが主導する対日講和には徹底的な否認の態度を示した。このような米中対決の状況下で、人民中国がアメリカが主導する対日講和に参加し、真剣に講和の条件についてアメリカと交渉、妥協して、アメリカが起草する対日平和条約に調印することは到底考えられないことであった。

他方、内戦に負けて台湾に逃れた国民政府は、サンフランシスコ対日講和会議に参加することはできなかったが、アメリカの支持を得て、日華単独講和の実現を目指した。国民政府は日華講和の実現によって日本との国交を回復し、政府の威信、国際地位の下落を食い止めようとした。だが、日華講和の際きわめて弱体であった国民政府は日本に対して条約の内容の面で戦争責任、賠償問題などについて大きく譲歩せざるを得なかった。

論文の第四、第五章はアメリカの対日講和政策と日本の対応を扱うものである。

アメリカが主導する対日講和は、単に戦勝国と敗戦国の戦争状態を終結させ、戦後処理を行う通常の意味での講和ではなく、共産主義を封じ込めるためのアメリカと日本との同盟関係を作るものである。サンフランシスコ講和会議の前にアメリカと日本はすでに協力し、共産主義と対抗する基本方針で一致していた。サンフランシスコ講和及び日米安保条約の成立によって、日米同盟は明文化したのである。同盟国として日本を確保するため、また日本の弱体化を防ぐため、アメリカは対日寛大講和政策を決定し、この政策をイギリスなど講和参加国に受け入れさせた。

他方、日本政府は終戦直後から講和に関する予備研究を行ないつつあり、冷戦の展開を早く認識した。日本政府は東アジアにおける冷戦の激化は日本にとって寛大講和をもたらす有利なものであると判断し、それを利用して、アメリカの支援を得て有利な条件での講和を達成しようとした。サンフランシスコ講和前の段階で、日本はアメリカと中国問題を協議し、中国問題で協力していた。中国との講和問題に関しては、日本政府はサンフランシスコ講和後、台湾の国民政府と単独講和を行なうことをアメリカに約束した。

サンフランシスコ講和会議の数カ月後、日本政府はいわゆる「吉田書簡」を公表し、日本の選択を公表した。従来の研究は「吉田書簡」の作成は日本政府の本意に反するもので、アメリカの圧力の結果であると論じているが、本論文は日本政府は

もともと国民政府と講和する意図があった。「吉田書簡」という形をとったことはむしろ日本政府にとって有利であり、アメリカの圧力を利用して、イギリス及び日本国内の反対勢力の批判を避けるには好都合であると解釈する。

論文の第六章は日華講和の交渉過程を明かにするものである。従来指摘されたように、日華平和条約は国民政府側においてその適用範囲は制限され、この条約によって日本政府は国民政府を承認したが、それは国民政府が全中国の代表政府だと認めるものではなかった。しかし国民政府が対日賠償要求を放棄したことについて、従来は日本側は国民政府を中国の代表政府だと認めなかったから、国民政府を相手に賠償を支払おうとしなかったと解釈されたが、本論文は日本政府がそうした主な理由は実益を獲得するという考えであると論じる。

論文の第七章は日華講和成立からいわゆる「長崎国旗事件」までの日中関係を概観するものである。この章は、日華講和後人民中国が推進した日中国交樹立を政治目標にする積み重ね方式は日本政府の「二つの中国」、あるいは「二つの中国政府」政策と根本的に衝突するものであった。そのため、積み重ね方式は両国の貿易、文化交流などの関係を樹立する、また深める面で成果をあげたが、国交樹立という目標を達成できず、挫折せざるを得なかった、と解釈する。

論文の補論の部分は日華講和当時日本の外交を指導していた吉田茂の中国認識を論じるものである。従来の研究は「吉田書簡」の作成は吉田ないし日本政府の本意に反するものであると解釈していることは既に述べられた。この解釈と一致するように、従来の研究は吉田の中ソがいずれ分裂するという予言を取り上げ、吉田の中国認識は先見の明があるものであり、当時のアメリカ指導者の中国認識と異なり、イギリスの中国認識に近いものであると論じている。この吉田の中国認識に関する解釈は、「吉田書簡」の作成はアメリカの圧力の結果であるという上述の解釈の論拠として使われている。すなわち吉田はイギリスに近い認識を持っていたために、日華講和を行なう意図はなかった、しかしアメリカの圧力に対してやむを得ず、「吉田書簡」の作成に同意したのである。

このような従来の解釈に対して、補論は吉田は強烈的な反共産主義者であること、彼の中ソ分裂論は必ずしも人民中国の政治状況を正しく認識したものではないこと、人民中国との貿易拡大よりアメリカとの長期的同盟関係は吉田にとってはるかに重要であるなどのことをあげ、吉田の中国認識は必ずしも従来論じられているような

優れたものではない、その認識はまた日華講和当時吉田はアメリカの人民中国封じ込め政策に同調しなかったという従来の研究が主張しているような吉田の中国政策の基礎になり得ないと主張する。

日華講和は東アジアにおける冷戦の形成過程において、重要な意義を持つ。東アジアにおける冷戦はヨーロッパと異なり、より複雑の様相を呈していて、これに関する研究は米ソ対立の以外にも多くの要素を考慮し、究明しなければならないという特徴は指摘されている¹³⁾。日華講和という事例研究を通じて、ほかの研究も指摘しているように、当時の日本政府は反共産主義という立場からアメリカの冷戦戦略に荷担したことが判る。しかし、アメリカの場合とは違って、東アジアにおける冷戦を激化させる日本政府の目的は共産主義の膨張を食い止める以外、敗戦によって負わなければならない負担を最小限にするところにもある。アメリカが推進していた冷戦は、対日講和問題でアメリカはかつての敵国日本との同盟関係を求め、そのために日本の要求に耳を傾け、日本に対するほかの旧連合諸国の要求を退けることを意味し、日本に厳しい注文をつけると予想されるソ連、人民中国を排除するものである。アメリカのこのような戦略は日本政府にとって好都合であり、また利用すべきものである。このような必要からも、日本政府は東アジアにおける冷戦の展開を歓迎し、アメリカの中、ソを封じ込む戦略に積極的に協力したのである。この意味で、日本政府は独自の立場から、東アジアにおける冷戦の形成に「貢献」したと言える。

日華講和において国民政府の代表は賠償を求めたが、日本代表に拒否された。国民政府は自発的に賠償を放棄した「神話」はすでに以前の研究によって否定されたが、今までの研究は賠償の放棄を求める日本政府の意図にかんする分析は十分だと言えない。もう一つの解釈は、日本政府は国民政府との条約は限定的なものであると主張したため、ほとんど条約の適用範囲以外の大陸に関連する賠償問題について国民政府の要求に応じなかったというのである。しかし交渉の過程で明かに日本政府は賠償の放棄を迫った。条約の適用範囲以外という理由に対して、国民政府の代表は賠償問題を棚上げにすることを提案したが、日本代表はあくまでそれを拒否し、賠償の完全な放棄を求めた。国民政府の連合諸国並の待遇の要求に対する日本の対応も上述の思惑を示した。そのもっとも明かな例は条約中に書かれた放棄した役務賠償のほかにも中国の請求権は日本の海外資産に限るという日本の要求である。この

例は日本政府が国民政府との条約が限定的なものであると主張しながら、如何に真剣に中国の賠償請求権を放棄させようとした意図を明白に示した。

「吉田書簡」は「日本政府は、究極において、日本の隣邦である中国との間に全面的な政治的平和及び通商関係を樹立することを希望する」と明記した。当時日本政府が考えている中国との全面的な政治、通商関係を樹立するための交渉相手は人民中国政府であるにせよ、別の何の政府にせよ、将来の交渉のため、国民政府との条約で賠償を完全に放棄させるのは日本政府にとって有利な条件を作ることになる。日本政府がそう考えていないと解釈するなら、なぜ日本政府は賠償問題について厳しく国民政府に迫って、棚上げも拒否したかは説明できない。日華平和条約は日本の戦争責任を明記せず、賠償を放棄したことが1972年の日中国交回復の際どのように、どの程度まで人民中国の指導者に影響を与えたかは、今のところは一次資料の欠如によって不明だが、少なくとも日華講和の際日本政府はその意図を潜めていたことが交渉の過程からみられる。

上述のように、日華講和は主な関係国日本、人民中国、アメリカ及び国民政府がそれぞれの目標を追求し、東アジアにおける冷戦の形成（もともとアメリカと人民中国は朝鮮半島で熱戦を展開しているが）を促進した結果でもある。従って、日華講和の研究は戦後東アジア国際政治を研究する一環として位置づける必要がある。

- 1) 林金荃『梅と桜一戦後の日華関係』サンケイ出版 1984年、『戦後の日華関係と国際法』有斐閣 1987年。その外に次の概説的な論文もある。
Wang, Yu San, *Ending the State of War between Japan and China: Taipei (1952) in Alvin D. Coox and Hilary Conroy, eds., China and Japan: Search For Balance Since War I* (Oxford, 1978).
- 2) 石井明「台湾か北京か一選択に苦悩する日本」渡辺昭夫編『戦後日本の対外政策』有斐閣 1985年。「中国と対日講和—中華民国政府の立場を中心に」渡辺昭夫・宮里政玄編『サンフランシスコ講和』東京大学出版会 1986年。「中国の対日占領政策」『国際政治』85号 1987年5月。「中国に負った無限の賠償」『中央公論』1987年8月号。「日華平和条約締結交渉をめぐる若干の問題」『教養学科紀要』21号 東京大学教養学部教養学科 1989年3月。など。

- 3) 細谷千博『サンフランシスコ講和への道』中央公論社 1984年。「日米中三国関係の構図—吉田書簡からニクソン・ショックまで」細谷千博・有賀貞編『国際環境の変容と日米関係』東京大学出版会 1987年.
- 4) 古川万太郎『日中戦後関係史』原書房 1981年.
- 5) 松本博一「日中国交正常化」石丸和人, 松本博一, 山本剛士『戦後日本外交史』第二卷 三省堂 1983年.
- 6) 入江啓四郎「日華平和条約—その成立過程と今後の問題」『アジアクォーターリー』1971年4月.
- 7) ウォーレン・I・コーエン「日米関係の中の中国」細谷千博・有賀貞編『国際環境の変容と日米関係』東京大学出版社 1987年 84頁.
- 8) コーエン前掲書, 80頁.
- 9) ジョン・ダワー『吉田茂とその時代』大窪愿二訳 TBSブリタニカ 1981年.
- 10) ロジャー・ディングマン「『吉田書簡』(1951年)の起源—日本をめぐる英米の抗争」『国際政治』53号 1975年. ちなみに, このアメリカ上院の動きについて, 日本側の研究としては, 衛藤瀧吉教授が「吉田書簡」がなかったとしても, アメリカ上院はサンフランシスコ条約を批准しない公算はそう多くなかったと論じた。(衛藤瀧吉「戦後国際環境における中国」衛藤瀧吉他編『日本の安全・世界の平和』原書房 1980年).
- 11) Michael M. Yoshitsu, *Japan and the San Francisco Peace Settlement* (New York, 1983).
- 12) 上述の研究以外の研究については, Howard Schonberger, "Peacemaking in Asia: The United States, Great Britain, and the Japanese Decision to Recognize Nationalist China, 1951-52," *Diplomatic History*, Vol. 10 (Winter 1986), pp. 59-73; Chalmers Johnson, "The Patterns of Japanese Relations with China, 1952-1982," *Pacific Affairs*, Vol. 59 (Fall 1986), pp. 402-428. を参照.
- 13) Tadashi Aruga, "The Cold War in Asia" A paper presented for Seminar on Okinawa Reversion, May 1992.

[博士論文審査要旨]

論文題目 日華講和と戦後東アジア国際政治

論文審査担当 有 賀 貞
石 井 修
野 林 健

袁克勤氏の学位請求論文「日華講和と戦後東アジア国際政治」は、1952年4月に成立した日本と中国国民政府との講和を、当時の東アジアの国際政治の脈絡の中で考察した論文である。

袁氏が日華講和を研究対象として取り上げたのは、以下の理由による。第一に、この講和の特殊性のためである。日華講和は、戦勝国である中国の政府とはいえ、内戦に敗れ亡命政権に近い存在となった国民政府と、他方、敗戦国とはいえアメリカが同盟国として期待するようになった日本との講和であり、しかも日本が二つの中国政府の中から国民政府を選択するという立場にあったために、交渉においては、敗戦国であるはずの日本が優位な立場に立っていた。第二に、この日華講和はその後の日中関係史に重大な影響をもったからである。そして、日本が長年にわたり、中国本土を支配する人民中国との外交関係をもちえなかったことと関連して、日本の外交史家の間には、日華講和という選択はアメリカの強い圧力の結果であり、日本政府としてはより融通性ある中国政策をとりたかったのだという見解があるからである。

袁氏が日華講和を東アジア国際政治の脈絡の中で考察しようとするのは、アメリカ、あるいは米ソが、当時の東アジア国際政治を規定する最大の力をもっていたとしても、アメリカと敵対する政策を選択した人民中国もアメリカとの同盟を選択した日本も、ともにそれぞれの立場から国益を考慮した対外政策を展開した主体的行為者であったと考えるからである。袁氏はそれゆえに、日華講和についても、日本の主体的選択であったことを強調するのである。

以上のような袁氏の問題意識は序章において述べられている。袁氏の論文は序章に続く7つの章と、結論および補論から構成されている。

第1章「アメリカの極東政策と冷戦の東アジアへの波及」は、第二次大戦中から朝鮮戦争介入までのアメリカの東アジア政策を概論的に扱っている。この章は、これまでに刊行された資料を参照し、主要な研究の成果を斟酌しつつ、アメリカの東アジア政策の展開について、この論文の後の章につながるよう、時系列的に適切に叙述されている。

第2章「革命国家人民中国の登場と米中対立」は本論文の中でもっとも充実した章の一つである。袁氏は、トルーマン政権側に人民中国がソ連から離れた立場に立つことへの期待があったとしても、毛沢東ら中国共産党の指導層には、ソ連から離れた立場をとることやアメリカおよび西側諸国との関係を発展させようという考えがまったくなかったことを、中国側の資料に基づいて指摘する。中国共産党は内戦の勝利が間近になると、社会主義対帝国主義の二元論にたって冷戦におけるソ連支持「ソ連一辺倒」を明白に打ち出すようになっていた。中ソの共産党の関係は従来親密とは言えなかったが、ソ連指導者が過去の中国政策の誤りを認めたことは、アメリカの国民政府よりの政策とともに、「ソ連一辺倒」政策を心理的に促進する要素となった。1950年初頭の中ソ条約交渉が長引いたのは意志の疎通に時間がかかったからで、双方が対立して譲らなかったというような推測は誤りである。人民中国は「革命国家」として登場したのであり、当時その指導者たちは国際政治を彼らの革命理論に即して把握し、日本を含めた近隣諸国でも中国型の革命闘争が展開することを期待していた。したがって帝国主義諸国との友好促進という考えはなかった。また彼らは、当面の現実的な課題としても、国家体制を固めるために、西側帝国主義の残滓を国内から払拭することを重視しており、その点でも西側諸国との関係の発展を急ごうとは考えなかった。以上がこの章の論旨であるが、西側に対する冷淡な態度は西側との関係を軽視したからではなく、それが革命国家としての存続に重大な意味をもつことを意識していたためであるという袁氏の解釈は適切である。

袁氏は、共産党指導層には国民政府よりの政策をとってきたアメリカに対する不信感が強く、対米関係改善を図ろうという考えはなかったが、アメリカの内戦への軍事介入を恐れていたため、アメリカを挑発して介入の口実を避けようとしていたと述べ、アメリカ外交官迫害事件は偶発的なものであったと解釈する。袁氏は同様

の観点から、1949年5、6月の黄華—スチュアートの接触も、中共側の狙いはアメリカの干渉なしに内戦を終結させるためにアメリカの中国政策の意図をさぐることにあったと解釈する。他方、アメリカは中共との接触拡大に関心はもっていたが、国内の批判を考慮して、スチュアート大使の北京訪問を許さなかった。これはアメリカの学界で一時は米中接近の「失われた機会」だったと解釈されたこともあったが、今日では、そうした解釈への支持は少なくなっている。従って袁氏の見解は、今日では主流の見解であるが、米中関係におけるこのエピソードの意味についての袁氏の議論はこの章での議論全体を背景として、説得的である。また朝鮮戦争への参戦については、袁氏は、人民中国が「ソ連一辺倒」政策を自主的に選択したように、同様の世界政治観をもって朝鮮戦争への参戦を自主的に決定したと判断している。人民中国は対日講和会議への参加を当然のこととして要求したが、アメリカ主導の対日講和案を受け入れる考えも、アメリカの傀儡とみなした当時の日本政府と外交関係を持つとする意志も毛頭なく、対日講和問題をアメリカ帝国主義との闘争の一環としてとらえていたと袁氏は論じている。

第3章「国民政府の対日政策」は国民政府の対日講和への対応を取り上げる。蔣介石は戦争終結に際して敗者に対する寛大な態度を表明したが、日本の侵略の最大の被害国として当然ながら、日本が軍事国家として再起する可能性を除去するためには、厳しい講和を課す考えであり、また対日講和問題には4大国の一つとしての発言権を主張する考えであった。本章は内戦の状況悪化と敗北によって、国民政府が対日講和問題で自らの立場を次第に守れなくなって行く、国民政府にとって悲惨な過程の進展を考察する。

大陸の支配を失った国民政府は賠償の要求について強い立場に立てなくなるのみならず、講和問題についての発言権も著しく弱まる。講和会議への参加自体が危ぶまれてくるからである。したがって国民政府はアメリカの対日講和政策を基本的に支持することにより、講和会議での代表権を確保し、正統政府としての威信を保とうとする。しかしすでに人民中国を承認しているイギリスは国民政府の参加に強く反対したため、結局講和会議への参加もできなくなる。米英の妥協により、いずれの中国政府と講和するかは日本の選択に委ねられたため、国民政府としては、日本が国民政府と講和を結ぶことを確実にするように、アメリカに働きかけるという苦しい立場に追い込まれる。この章は国民政府およびアメリカの外交文書を用い、ま

た関連する先行業績を参照して、国民政府の対日政策の展開について、よく整理された叙述がなされている。

第4章『日米同盟』形成のための講和』は日本の講和問題に対する対応をまとめた章である。袁氏は戦後6年を経て成立したサンフランシスコ講和が太平洋戦争の終結の問題ではなく、冷戦の進展という事態の中で日本をアメリカの同盟国とするための講和であったという特殊性を強調する。彼の見解の特徴は講和交渉のアメリカ側の代表だったダレスが、イギリスはすでに太平洋国家ではないという考えに立って、米英協調よりもむしろ日米協調を重視していたという見方にあり、その主張は興味深い。袁氏は、中国政府との講和をどうするかという問題についても、日本は最初から相談を受け、吉田政権は国民政府の講和会議への参加を望んでいたことを明らかにし、どの中国政府と講和するかを日本の選択に任せるという米英の妥協については、吉田がそれを極めて迷惑視していたことを指摘する。袁氏は、このような吉田政権の態度を明らかにしたうえで、それを次の第5章「外圧利用外交—『吉田書簡』の意味」における吉田書簡についての議論につないでいく。

「吉田書簡」とは1951年12月にダレスの要請により、ダレスの文案に基づいて書かれ、翌年1月公表された吉田首相からアメリカの講和問題担当者ダレス特使にあてた書簡で、中国の共産主義政権と2国間条約を締結する意志がないこと、国民政府と2国間条約を結んで外交関係を樹立する意向であることを表明したもので、アメリカ上院による条約承認を確実にするために必要であるとして、ダレス特使が強く求めた結果書かれたものであることはよく知られている。吉田書簡に関しては細谷千博氏の論文（後に同氏の著書『サンフランシスコ講和への道』に章として収録）がある。吉田は二つの中国に対して等距離的に対応しようとする素振りを示したため、アメリカ側がイギリスの外交の吉田への影響を恐れて、吉田の政策を拘束しようとし、吉田は「吉田書簡」を書かされることになり、必要以上にその後の日本外交への拘束を課される結果になったという解釈を同論文はとる。

袁氏は、吉田がかねてからアメリカ側に国民政府と講和する意向を表明して来た、中国との講和問題を日本の選択に委ねるといふ米英の妥協に不満を表明していたという前章の立論を踏まえ、吉田には細谷氏のいうような「等距離外交」を望む気持ちはなかったと主張する。吉田の曖昧な公的な発言は国内での議論とイギリスや英連邦諸国の批判を避けようとする彼の秘密主義的な外交スタイルによるもので、む

しるアメリカの圧力の下で「吉田書簡」を書くことでこの問題に決着をつけることは、外交的にも、内政的にも、そのような決定を下したことについての批判をさけられる利点があり、そのような意味ではダレスからの「外圧」はむしろ歓迎すべきものだったと論じる。これはこの論文の独自性ある議論の一つである。吉田書簡の内容をめぐる議論において、日本側は人民中国との関係を配慮してアメリカ側と争ったことはなく、人民中国が日本に敵対的態度をとっているという非難の文言も日本側の提案によって挿入されたものであることを指摘する。

吉田書簡には吉田が考えていた日本の国益を害するような文言は何もなかったという袁氏の主張には説得力がある。吉田が当時の状況の下ではまず国民政府と外交関係を樹立することしか考えていなかったことは、氏の見解の通りであり、二つの中国に対して「等距離外交」願望をもっていたとは言えない。とくにこの点で吉田の反共主義が強調される。しかし、吉田外交のなかにもう少し現実主義や融通性を認めてもよいのではないかという意見も審査委員の間にはある。また外圧利用外交といっても、イギリスとの関係では責任をアメリカに転化できるにしても、この場合対米追従という印象を与えることが、果たして国内政治的に有利だったかという疑問も審査委員の間にはある。

第6章『「日米同盟」下の日華講和交渉』は日華講和の交渉そのものを扱った部分で、題名が示唆するように、日本がサンフランシスコ講和条約と日米安全保障条約とに調印し、アメリカの同盟国になった後で行われた日本と国民政府との条約交渉では、日本は強い態度で交渉に望み、国民政府側は多くの点で譲歩を余儀なくされたことを強調する。

国民政府はサンフランシスコ講和に参加できなかったために、日本が確実に国民政府と講和するようアメリカ政府に働きかけを求めた。そして中国領土全体に適用される平和条約を結ぶ方針についても支持を求めたが、それについては、ダレスは条約の適用範囲を限定することは不可避だと述べて、とりあわなかった。国民政府はその点の譲歩の必要は甘受するとしても、サンフランシスコ講和に調印した連合国と同等な権利を獲得すること、日本に役務賠償の請求権を認めさせること、戦争の開始は1931年とすることなどは譲りがたいと考えていた。一方、日本は当初は条約名も平和条約とすることを避け、中国の限定された地域を支配する政府と外交関係を再開するための簡潔な実務的な条約にしようとした。そのため両者間の交

渉は難航した。日本は条約名については譲歩したが、その他の点では譲歩しなかった。賠償については国民政府側も放棄の意志を表明したが、その規定を巡ってなかなか意見が一致しなかった。アメリカは日本に交渉を故意に遅らせているのではないかという懸念を表明したが、交渉の争点について日本に譲歩を求める圧力は掛けなかった。サンフランシスコ講和発効の日が近づいたので、日本側も若干の譲歩はしたが、中国側にも合意のまとめに焦りを生じ、不満足な譲歩を強いられた。第6章は以上のような交渉経過を克明に追っている。

袁氏は、賠償問題をめぐる交渉について、日本側が国民政府が後で賠償請求を持ち出す余地のないような文言の賠償放棄の規定を設けることに強く執着したことを強調して、これは後に中国全体を支配する正統政府との国交樹立に際しても賠償支払いの義務を負わないことを狙いとするものだという見解をとる。これは説得的な推論であるといえる。

第7章「日華講和後の日中関係」は日本と国民政府および日本と人民中国との関係の展開について概観し、この条約の存在の下では、日本と人民中国との関係の発展には限界があったことを述べる。「補論」として書かれた「日華講和と吉田茂の中国認識」は吉田茂の中国認識を包括的に議論した小論で、論文構成の上では、論文本体の中に組み込む工夫もできたのではないかという意見が審査委員の間にはある。補論で、袁氏は吉田の中国観が柔軟だったか先見の明があったという評価に反論している。柔軟だったという見方に対しては、吉田が後々まで反人民中国・親国府の態度を取り続けた事実を挙げる。先見の明があったという見方に対しては、中ソの離間が長期的に起こることはダレスも考えていたことで、とくに吉田に先見の明があったとは言えないと主張する。袁氏は吉田はむしろ中国人の国民性についての彼自身の思い込みから、短期的に中共政權の変質を期待していたのであって、その変質が起こらなかったために自己の中国認識について自信を喪失していったと解釈する。袁氏はまた、吉田はイギリスの人民中国承認政策が中国の変質を促すとは考えず、むしろ米英日の連帯によって中国に影響を与えることができると考えていたので、その点でイギリス中国政策に共感していなかったと論じ、「列強」の協力により中国情勢に影響を与えられると考えたところに、戦前の外交官時代からの吉田の中国蔑視が見られると指摘している。これらは論点の論証は十分ではないが、いずれも興味深い鋭い解釈であり、この補論は独自性ある吉田論と言えよう。

以上、この論文の議論の概要を紹介し、論点についての評価を述べ、若干の問題点や異論の余地についても言及した。日華講和という特殊な講和をそれをもたらした東アジア国際政治の脈絡の中で論じた研究として、論文の章立てに示される問題意識と論文のスケール、問題提起的な見解の提示などを、審査委員が高く評価していることは、これまでの紹介で明らかであろう。この論文はマイクロフィルムで利用できる文書史料を含めて、刊行された史料に依拠しており、刊行されていない文書館史料を用いてはいない。アメリカおよびイギリスの史料館所蔵の文書を参照すれば、幾つかの問題について、とくにイギリスの態度やいわゆる「チャイナ・ロビー」の活動については、より精緻な議論が可能であろう。しかしこの論文はアメリカ、日本、国民政府の外交文書その他の史料、さらに人民中国での刊行史料を広く参照しているという長所があり、その点を高く評価できる。また日米英諸国および台湾と大陸における多くの関連研究業績を批判的に吸収している議論を展開している点も優れている。

以上の理由により、審査委員一同はこの論文および口述試験の結果に基づいて、袁克勤氏に一橋大学博士(法学)の学位を授与することが適切であると結論する。

平成6年1月19日

〔博士論文要旨〕

クルーブスカヤの思想史的研究

—ソヴェト教育学と民衆の生活世界—

関 啓 子

本論文は、クルーブスカヤの教育思想をめぐる史的研究である。クルーブスカヤの教育思想の研究を介して、ソヴェトの教育の原点と、民衆の日常生活およびそこに溶け込んでいる教育思想とをとき明かし、これらの関係を検討する。ソヴェト教育学は草創期以来、帝政・ロシア社会と西欧資本主義社会の両社会における教育問題を超克する方法を手にいれたかどうか、それまでの教育学にどのような問題提起を行ったのか、こうした問いへの答えをクルーブスカヤの思想にもとめようとした。彼女の思想は、労働者や農民の教育にかかわる願いやおもいとどのようにきりむすんでいたか、彼女の思想の核心部は果たして実現されたのか、されなかったのか、されなかったとすれば、それはなぜなのかを明らかにしていく。

本論文の目次は次の通りである。

序章 研究の課題と方法

- 1 成人教育活動に見る教育思索の原点
～教師としての体験～
- 2 クリーブスカヤ研究の現状と課題
 - 1) 日本におけるソヴェト教育学の研究状況
 - 2) 研究の展開と問題点
 - 3) 日本におけるクルーブスカヤ研究
 - 4) ソヴェト・ロシアにおけるクルーブスカヤ研究
 - 5) 社会主義圏以外での研究状況
 - 6) クリーブスカヤ生誕 120 年記念研究集会
 - 7) クリーブスカヤ研究の新しい課題

3 研究の課題と方法

- 1) 課題と視点
- 2) クループスカヤ研究の枠組み

第一章 クループスカヤにみるソヴェト教育の本質

第二章 教育思想の形成

～労働教育思想の形成を中心に～

1 教育思想の継承と発展

- 1) 思想の源泉
- 2) クループスカヤの生育史における「労働」
- 3) 社会関係の理解と労働関係の評価
- 4) 教育目的とそれを実現する条件
- 5) 児童観
- 6) 国民教育の民衆的組織化

2 労働教育の基本要素

3 総合技術教育の基本要素と基本条件

- 1) 総合技術教育の基本要素
- 2) 総合技術教育の基本条件

第三章 子どもの学校教育と日常世界

1 子どもと学校

- 1) 制度としての新しい学校～統一労働学校の創造～
- 2) カリキュラムの特徴
- 3) 識字率
- 4) ブロンスキーの証言
- 5) 1930年代以降の学校教育

2 子どもの日常生活と親の教育意思

- 1) 子どもの日常生活と親の教育意思 I～労働者家族の場合～
- 2) 子どもの日常生活と親の教育意思 II～農民家族の場合～
- 3) 30年代以降の親の教育意思

第四章 民衆の日常世界

1 労働生活

- 1) 経済発展の水準
- 2) 労働活動を介した人間関係～管理システム～
- 3) 30年代以降の経済発展と労働者の行動スタイル
- 2 文化活動
 - 1) 労働者の日常生活
 - 2) 農民の日常生活
- 3 男性と女性
- 4 地域生活
 - 1) 自治的要素
 - 2) 生徒と父母の参加による学校運営

第五章 社会存在としての個の自立

- 1 個の自立と集団の自治的運営
 - 1) 参加と自治
 - 2) 思想と現実
- 2 未完の構図

第六章 結論

- 1) クループスカヤの民衆性
- 2) 学校運営の二側面と二つの啓蒙活動
- 3) 自己教育と教育の民衆的組織化
- 4) 新しい「よりよき」をもとめて～文化創造をめぐる葛藤～
- 5) 心性のゆらぎ

補論 成人教育活動～革命前および革命後～

- 1) 夜間日曜学校～革命前の教育実践～
- 2) 革命後の成人教育～校外教育局の活動～

あとがき

参考文献

表一覧

革命前のクループスカヤの教師としての体験の分析を手掛かりに、彼女の教育思索の原点を明かすことから本論は始まる。序章では、続いて、クループスカヤ研究

の現状を批判的に検討し、教育思想史、および教育史研究の問題点と課題の析出を介して、クルーブスカヤの思想史的研究の今日的課題を設定する。

教育史研究が、教育にかかわる人々の教育意思と活動のドラマとして歴史を描くこと、換言すれば、教育にかかわる各層の人々の労働を含む日常生活の中に溶け込んでいるかれらの教育へのおもいや学びへの姿勢や好みをひろい、かれらが生きること、育てること、学ぶことをどのように考え、算段してきたかを、一つのタビストーリーに織りあげることであるとしたならば、教育思想史研究は、この教育史研究をふまえて、ある思想に内在することによって、思想の担い手の思想形成の過程を明らかにし、教育現実に立ち向かう思想の担い手の生き方を、人々の教育意思とのかわりの中から生ずる思想家自身の苦悩と希望もまるごと、読み取ることであろう。

思想の担い手の固有の意識構造に沈潜し、そこに孕まれている葛藤と、個人的奮闘を読み取る作業は、その思想(家)を取り巻く人々の意識構造と通底する部分に突き当たる。このような教育思想史研究は乏しかった。

既存の研究の多くは、思想の中に、当時の子どものあり様、親の子育て観、子どもや親によって生きられる社会を透視することに十分なエネルギーを割いてきたとは言えず、日常生活の中にかれらのおもいを読み取ることがなかった。当然、その結果、思想家の心のいたみに端を発し形成された子どもの発達観の中に埋め込まれた教育と社会との関係を見ることがなかった。つまり、教育にかかわる各層の人びとが抱いている一人前づくりの考え、すなわち、〈社会において自立して生きる力〉の中身とその実現過程の構想とを汲み上げることができなかった。

以上のような研究状況をふまえて、教育と現実をとらえる新しい視点と方法にもとづき、クルーブスカヤ研究を進めてみたい、教育思想家クルーブスカヤのよこびと苦しみの生を描きたい、と考えた。彼女をとりまく人々、子どもたち、婦人、民衆の生活と願いを明らかにしつつ、クルーブスカヤの生き様を描きだしたい、と思う。このため、彼女の手紙、友人の思い出、証言、手記等を分析の対象に加えることとした。

教育思想の背景としての〈現実〉を明らかにして、はじめてクルーブスカヤの魂のさけびを一部共有することができる、と思う。そこで、教育思想および理論と〈現実〉との関係を検討する必要がある。クルーブスカヤは、被抑圧者であった子

ども、労働者や農民、婦人の具体的な日常生活のあり様をどのようにとらえ、それゆえどのような教育思想を築いたのか。教育思想に内在し、その思想の主体が従来の教育のどこにその自己否定的現象を読み取り、どのような〈いたみ〉を抱いたのかを明かし、思想形成の出発点を共有するように努める。発達の保障の実態、その否定的現象をどのように克服しようとしたか、すなわち、人格のどのような発達をどのように実現しようとしたか、を究明する。とりわけ、どのような人々の教育意思を吸収しているか、あるいは自己の思想形成の基盤としているか、を考察する。思想家の格闘する現実の読み取りとそこからつくられる思想と理論の挑戦的な教育的意味を解明する。さらに、その思想にもとづく教育理論は、その具体化の条件でもある社会現実の正しい把握に裏付けられていたか。彼女の理論そのものを批判的に見直しつつ、彼女の思想の深部を理解したい。

換言すれば、彼女の魂のさけびを聞きとりつつ、なぜクルーブスカヤの教育思想の核心部はほとんど実現されることがなかったのかを明らかにしたい。不可欠の作業課題は、スローガン化の外皮を取り去り、教育思想の深部を吟味することと、教育思想と背景としての〈現実〉との関係を検討するということである。

第一章では、文書保管局（アルヒーフ）で収集した史資料を用いて、クルーブスカヤにみるソヴェト教育の本質、いわばその不可欠の構成要素を析出する。あわせて、ここでは、クルーブスカヤの教育思想の基礎になる子ども観、発達観が吟味される。

上の構成要素とは、第一に、すべての子どもや青年の「人間としての固有性」を解放し発達させ、人格の全面発達を実現する、そのための学校体系が統一労働学校である、というものである。それに続く構成要素として、総合技術教育、労働教育による社会本能と社会意識および社会習熟の発達、教師生徒間関係や、男性と女性との関係などの偏見にもとづく差別的で権威主義的上下関係の協力的で平等な関係への転換、国民教育の民主的組織化がある。これらについて分析する。

第二章では、クルーブスカヤにおける労働教育の思想と理論の形成過程を吟味し、その上で、労働教育の基本要素と総合技術教育の基本要素および条件を析出する。

前半の思想形成過程についての考察では、労働へのクルーブスカヤのこだわりの発端を生育史にたどり、ついで彼女の思想の源泉を類型化し、ルソー、マルクス、デューイ、マンの思想のクルーブスカヤによる独特の受容のあり方を吟味すること

によって彼女の個性的思想を浮き彫りにする。後半では、労働教育、とくに総合技術教育に含まれていながら、いままであまり分析されなかった、労働の遂行者が同時に組織者であり、そしてさながらに計画者であるという人間のあり様を実現するという教育目的を明らかにし、彼女の教育思想の深部を、労働教育と総合技術教育の再構成という視角から確認する。

労働教育にこだわるのは、それが、彼女の教育思想の核心部であるからであるが、加えて、少なくとも建前としてはソヴェトにおいて重要な教育原理であり続けたからでもあり、しかも、70余年のソヴェト教育史の中で、教育改革のたびに、カリキュラム改革の争点となってきたからである。人格の発達の内容とその実現過程の構想をクルーブスカヤの論稿に即して究明する。

第三章では、クルーブスカヤの現実との格闘を考察するために、革命前後の子ども学校教育の実態を明かし、子どもの日常生活と民衆の子育て観、換言すれば、〈社会において自立して生きる力〉の構想と実現の手立てにせまる。

まず、人格の成長と発達の構想および実現過程を考察する。制度的な学習権の保障のあり様、換言すれば、学校と学校外における子どもや青年の能力と個性の発達助成システムのあり様、学校教育のメッセージ体系を検討する。さらに、教師と生徒との関係、生徒と生徒との関係などの教育集団の人間関係を考察する。

ここでは、子どもの生活と発達の実態を把握することが課題となる。そこで、子どもの識字率、就学率、死亡率などが検討される。当時の教育課程が学校によってかなり多様であったという事実も論証される。

つぎに、子どもの生活と発達を支える父母の一人前づくりの構想、換言すれば、父母の考える〈社会において自立して生きる力〉の中身とそれを発達させる仕組みを把握する。

〈社会において自立して生きる力〉に注目する理由は次のところにある。「教育」とは市民社会において、「そこに生きる人びとの自立の助成の一端になう装置」(中内敏夫)として送り出された。それはブルジョワ家族のためのものであったが、ブルジョワ家族ではない大部分の人びともまた、わが子のための「心身のひとり立ちの装置」(同)をみずから用意してきた。勤労大衆も、思想家も、施政者も社会のゆらぎを感じ、認識する転換期にはそれぞれの立場から、子どもの自立のあり方にかかわって、その人格の「発達への助成的介入」(同)の中身にこだわり始める。

発達助成にかかわるあらゆる人びとの教育思想の中身を明らかにするためには、この〈社会において自立して生きる力〉の中身とそれを育む仕組みに注目する必要がある。

この〈社会において自立して生きる力〉の構想とその実現の仕組み、すなわち、一人前づくりの構想と仕組みを、労働者家族の場合と農民家族の場合にわけて、第三章の後半で検討する。

第四章では、革命直後から20年代半ばまでの民衆の日常世界を垣間見る。民衆の日常性をかたちづくっている労働活動と生活スタイルや文化活動、地域生活の組み立てを考察する。この章では、「経済的分析と文化的分析とを総合する」(M. アップル) ことによって、民衆のできるだけトータルな日常生活のあり様を明らかにしたい。

まず、労働生活の考察に際しては、労働場面での活動の質と人間関係について検討する。革命直後から20年代前半の経済の発展水準とそこでの労働のあり様を明らかにする。労働者が生産労働の単に遂行者ではなく、組織者でもあるというかたちだが、どのように模索され、どれほど実現されつつあったかを検討する。

ついで、民衆の生活スタイルを検討する。ここでは、労働者と農民、さらに女性という、革命前の被抑圧者のグループの革命後における日常生活のあり様に、家計調査や生活時間調査を利用しつつせまり、かれら自身の生活意識に沈潜しかれらの生き方と学びの好みを読み取るように試みた。

さらに、一般の人々がどのように地域生活の組み立てに関与しているかを見る。地域における学校運営への生徒と父母の参加の実態を検討し、わずかにではあるが、子育て観と自らの生き方の表現の一つとしての、地域社会における、とくに学校教育づくりとかかわって選択されるおとなの行動を考察する手がかりを得る。

ここでは、アルヒーフの一次資料をもちい、当時、住民参加による教育統制と教育集団の運営とが模索されていた実態を明かす。

第三章と第四章における作業は、ある思想家が何にいたみを感じ、教育にかかわる思索を開始したかにおもいをはせることにも連動する。この作業は、ある思想がどのような人々のどのような教育意思を吸収し反映するものになっているか、どのような人々の教育意思による裏付けによって教育思想がつくられていくかを、さらにはその過程を、思想の担い手にとって自覚的であろうと無自覚的であろうと、考

察することである。

第五章では、分析の小括として、クルーブスカヤがどのようなおもいを教育思想に織り込んでいったかを解説しつつ、なぜ、彼女の教育思想の核心部は実現されることがなかったのか、を考える。思想と現実とを突き合わせ、彼女の個人的奮闘を浮き彫りにする。歴史的検討によって、彼女の考えたソヴェト教育の構成要素を厳しく吟味し、教育理論の問題点と普遍性を浮上させる。個の自立としての全面発達を実現するはずの、学校の総合技術教育化の条件は整わず、彼女が期待した新しい人間関係と生活様式の創造は必要な時間にめぐまなかったことを示す。

第六章は、結論として、彼女の葛藤の個性的側面を考察し、彼女の思索と活動の特徴を洗い出す。いままでのロシア・ソヴェト教育思想史研究が吟味してこなかった、クルーブスカヤの思想と生き方の特徴、すなわち、彼女の民衆性、思想に潜在したアンビヴァレントな要素、新しい「よりよさ」をもとめての葛藤を明らかにする。ついで、20年代のソヴェト社会にあった独特の雰囲気とせまり、それと彼女の思想との調和のあり様を吟味する。

クルーブスカヤにとって大切なことは、制度的完成という帰結ではなく、人々が生活と生産の場での問題に気付き、自主的に取り組み、それを主体的に考察し、判断し、集団の力を組織化して問題を解決する過程、自己学習の過程、人間一人ひとりの発達と成長の過程であった。このような過程の展開は、20年代前半のソヴェト社会における模索と実験と創造の雰囲気と相反するものではなかった。この展開を促進するために彼女が構想したカリキュラムなどの装置は、むしろ1920年代の雰囲気と親和的でさえあった。彼女の思想の核心部が直ちに具体化されたわけではないが、思想そのものは、社会の新しい方向が模索された混乱期に、それなりに息衝いていた。

第五章と第六章では、クルーブスカヤ思想に内在する問題点についても分析することとなる。

民衆の子育て、労働生活、文化生活といった日常生活の諸側面の課題にとりくむ過程が、重要ないま一つの生活側面として浮上してくる。そこで、補論をもうけ、この側面と結びつく学習の援助と促進、すなわち、成人教育の組織化をめぐるクルーブスカヤの奮闘ぶりを追ひ、彼女の日常的な苦悩をたどり、葛藤の個性的質を再吟味する。

このようにして、本論は、ある時代の代表的な思想家の言説を読みしだき、人々によって生きられる予定であった思想と実際の人々の生きるあり様を明かし、両者の齟齬の発生を思想家と一般の人々の希望と苦悩に寄り添うことによってみつめ、とく思想史研究である。換言すれば、それは、思想の本意、その制度への翻訳の実態、生活世界から絞り出される人々の一人前づくりの構想を解説し、これらの関係を考察することによって、ある時代の教育思想のあり様の全体像にせまり、その特徴を歴史的に解明する教育思想史研究である。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 クループスカヤの思想史的研究

——ソヴェト教育学と民衆の生活世界——

論文審査担当者 中内敏夫
藤岡貞彦
中村喜和

I 本論文の課題と概要

本論文は、クループスカヤ研究論文である。しかしそれにとどまらず、レーニンの妻であり、革命直後の社会主義政権の教育人民委員部を率いて内外の政敵とたたかったこの人物の言行を通して、ソヴェト・ロシア教育（思想）史の未知の部分に光をあて、あわせてソヴェト・ロシア教育史、さらには日本における教育思想および制度史の研究のあり方の現状に対して問題提起をおこなった論文である。

関啓子氏は、先行研究が、この人物を社会主義政権の教育政策とソヴェト教育学の建設者としてえがき出してきた点に疑問を呈する。そして、外面上はそうであるにはちがいないが、じつはその内部に深刻なジレンマ、それも、他者には解消できない「個性的葛藤」をかかえこんで同時代を生きた人物であった点に注目したいとする。ついで、この葛藤の生じてきた由来を掘り下げて、これが、ツァーリのロシアと西欧資本主義国家がそれぞれにかかえこんでいた性質のちがう教育問題をとも

どもに止揚しようとしていた教育人民委員部の志向が、一方ではレーニン以後の官僚的中央集権的路線との関係で、他方では1920～30年代ロシア社会が経済・文化の動態との関係で直面していたアボリアの所産であることを明らかにしていく。

以上のことは、ベレストロイカ以後(しかし依然一部の者の間のことにとどまっているが)閲覧が可能になった中央・地方・研究所等に散在する関連アルヒーフ所蔵文書の利用によって関氏がはじめて明らかにしたところであり、これまでは部分的にしか知られておらず、また、ソヴェト・ロシア教育史研究があえてこれにふれてこなかった部分である。あらためて述べるまでのことではないが、教育史研究は、従来から、法令等を史料とする制度史か、でなければ思想史上の巨人の奉賛といった傾向がつよく、ソヴェト・ロシア教育史のばあいも例外ではなかった。これではクルーブスカヤの「個性的葛藤」はとりだされようもないわけである。そこで氏は、クルーブスカヤの言行を「政治的」か、でなければ「教育的」に分析し、性格づける方法を極力さけようとする。そして、この人物の言辞と行為を、19世紀末から20世紀にかけてのソヴェト・ロシア民衆の日常生活とその心意「の諸相と突き合わせ、その齟齬と共通性、呼応している思想の諸側面を洗い出すように試み」る方法を取り、もって、「葛藤」の構造の発生と展開、すなわち、その社会過程をあきらかにしようとするのである。

本論文は、「序章 研究の課題と方法」「第一章 クリーブスカヤにみるソヴェト教育の本質」にはじまって全六章からなっており、「補論 成人教育活動——革命前および革命後」をもって結ばれている。以下に述べるところは、本論文の要旨であるとともに、論者の得た新しい知見の紹介である。

序章「研究の課題と方法」は、未完の思想家としてのクルーブスカヤ研究を課題とし、革命前の彼女の教師としての体験、とりわけ成人教育活動が教育思索の原点であったとすることから説き起こし、日本、ソヴェト・ロシア、社会主義圏以外におけるクルーブスカヤ研究の現状を批判的に徹底的に精査した上で、教育思想史研究の新しい方法を提示する。それは、思想の担い手の思想形成の過程を明らかにしつつ、民衆の教育意志との関わりの中から生ずる思想家自身の苦悩と希望を深く読み取るとともに、同時代の民衆の生活世界の深部に立ち入って、思想の担い手の固有の意識構造と思想家をとりまく人々とのひびきあいを描き出す、という手法である。そのためには、思想家クルーブスカヤのよろこびと苦しみの葛藤、何が実現し

何が実現しなかったか、それは何故かをえがきだす新しい方法と資料が必要である、とする。スローガンの解明にいきつくような従来の研究の外皮をはぎとって教育思想の深部を吟味し、その背景としての《現実》との関係を吟味するという方法をとるのである。若きクループスカヤ教育思想の核心部分は現実にはほとんど実現されることがなかった、とする筆者の視点からすれば、この研究方法は不可欠のものであった。それは「補論 成人教育活動——革命前及び革命後」の論述によってうらうちされている。

第一章「クループスカヤにみるソヴェト教育の本質」は、ソヴェト教育の理念となる部分をアルヒーフの資料をもちいて洗いなおし、それがクループスカヤの教育思想の基礎をなす子ども観・発達観を土台としていることを論証する。筆者によれば、ソヴェト教育の「構成要素」は

- (1) すべての子どもと青年の「人間としての固有性」の解放と発達
- (2) 総合技術教育と労働教育による人格と能力の全面発達
- (3) 社会本能と社会意識及び社会習熟の発達
- (4) 教師と生徒、男女関係等の人間関係の変革
- (5) 国民教育の民主的組織化

の五つの柱からなっているとされる。

第二章「教育思想の形成——労働教育思想の形成を中心に」では、ソヴェト教育の本質に収れんする思想形成の過程が考察される。クループスカヤによる西欧の先行思想の研究は、きわめてひろくかつ系統的におこなわれた。若いころの教育体験に発するカリキュラム改造や教授法を中心に、指導過程と学習形態、教育実践における教師生徒間関係をも視野におさめつつ彼女の思索は展開されていった。クループスカヤは先行する思想のどの部分を受け継いだのか、どこに個性的な受容の特徴があったのか。筆者は原史料にあたって精査する。ここでは、クループスカヤの成育史における「労働」の意味と位置が確定され、若年のころからの労働へのこだわりが後年の「社会関係の理解と労働関係の評価」に発展して行くこと、J. J. ルソー、K. マルクス、J. デューイ、H. マンらの教育思想の継承と発展のうえに、「労働教育の基本要素」と「総合技術教育の基本要素と基本要件」の二つに焦点化されたことが折出される。総合技術教育の実現を促進する要因は、科学技術の高度な発展、労働現場と教育現場の民主主義、すなわち自主管理的なシステム、教育への民衆の

参加と協力であり、そこにまた、総合技術教育の生涯化も展望される、と筆者は述べている。労働の遂行者が同時に組織者であり計画者であるべしとするクルーブスカヤ固有の教育目的論がここから浮かび上がってくる。

第三章「子どもの学校教育と日常世界」は、クルーブスカヤの現実との格闘、彼女の葛藤と苦しみとよるこびの実現形態の分析にあてられており、本稿の中核をなしている。未だ革命前の生活を子どもも大人もひきずっていた1920年代前半において「制度」としての新しい学校——「統一労働学校」はいかに創造され、関係者はいかに現実とのほざまで苦闘しなければならなかったか。その実相と子どもの日常生活への「新しい学校」のインパクトの解明が課題とされる。1920年代の教育調査記録や、E.カボラの調査によって身体労働と精神労働との対立の解消への布石はすえられつつあることが明らかになったものの、学習権の制度的保障は困難にみちていた。本章第一節「子どもと学校」では、創出時の困苦が詳述され、つづいて「カリキュラムの特徴」と「識字率」に光があてられる。ブロンスキーの証言によれば、「人間の労働活動」が当時のカリキュラムの中核とされてはいたが、教育における労働活動も労働科もほとんど存在しなかったし、労働を社会的生活の中心とする認識も教師の間に育たなかった。子どもの日常生活と親の教育意志についても、労働者家族と農民家族の異同が論じられる。生活現実と政策との乖離。それは、生活と思想の葛藤をもたらす。クルーブスカヤはたえず子どもの生活と発達の実態、識字率、就学率、死亡率等、学校教育の現実を直視しつつ、学校と学校外における子どもや青年の能力と個性の発達の助成システムのありよう、教師・生徒間、生徒相互間の関係(教育集団の人間関係)を考察し、労働教育を中核とするカリキュラムの創造を志向し、父母の子どもたちへのはたらきかけ(《社会において自立していきる力》の育成)を励ます。この生きる力を育む事こそ、労働者・農民家族のあるべきすがたの核心であり、彼女の期待であった。クルーブスカヤが単に子どもの教育にとどまらず成人の世界に目を配っていたゆえんである。

第四章「民衆の日常世界」では、父母の日常生活を構成する活動要素としての労働活動と文化活動が考察される。まず、経済発展の水準・労働の管理システム・労働者の行動スタイルの三側面から労働生活が説明される。そこには、1920年代前半期、労働現場での活動の遂行者が同時に組織者、管理者たるべしとする理念が胚胎しており、生産会議組織に見られるように、社会主義の歴史の中でも独自の位置

を占める労働関係（塩川伸明）が形成されかけていた。そこでは30年代の集団化・工業化過程とは異質な「労働」のあり方が模索されていた。つづいて、文化活動、男性女性問題、地域生活の枠組みで民衆の生活スタイルが分析される。ここでは、労働者と農民、さらに女性という、革命前の被抑圧者グループの革命後の日常生活にせまっている。家計調査や生活時間調査等の資料を利用して20年代の民衆の生活意識にせまろうとするところみは、教育思想史を教育思想の社会史にたかめようとする努力と評価されよう。地域生活レベルでは、農村におけるソヴェトと農民共同体の矛盾、都市における地域自治的教育委員会の発展が対照的に語られている。クループスカヤ研究においては、地域生活の自治的要素は《生徒と父母の参加による学校運営》の可能性に焦点づけられる。筆者はアルヒーフ資料から学校教育への住民参加の二つの形態（「学校会議」と「教師選挙」）の実態を紹介し、それらを革命直後の学校のオートノミーと地域における学校の自治的運営の志向と評価する。それは、革命前の「地方自治体学校綱領」を体現したものであった。

第五章「社会存在としての個の自立」は、クループスカヤ思想の核心を《個の自立と集団の自治的運営》とおさえ、「参加と自治」を中心に、現実の中でのクループスカヤ思想の展開と挫折を追っている。1930年代スターリン体制のテーマがソヴェト社会の統合化であったのにたいし、20年代のクループスカヤのそれは《協同化》であった、と筆者は主張する。《協同化》の大前提は、個の自立としての全面発達と集団の自治に他ならない。個性と能力を自由に発達させ、子どもひとりひとりが社会における自立した人間として生産と生活の主人公になる過程を求めたクループスカヤは、学校改革構想と並んで、成人の発達を前提としパネともする「消費協同組合」、文化協同組合を地域組織化の母体として設計した。就学前教育から学校教育、成人教育をも包摂したいわば「生涯学習」の体系化が彼女の全著作をつらぬいているのである。

このような構想、本稿第一章で折出されたソヴェト教育の理念の構成要素をなす五つの原則は、どのように実現しどのように実現しなかったのであろう。クループスカヤの奮闘にもかかわらず、これらの原則は1920年代の雰囲気の中で、それと共鳴する部分は具体的手応えをえつつあったものの、その後の現実の中でほとんどまったくといってよいほど実現せず、実現の舞台は30年代に無残にとりこわされていった、というのが筆者の見解である。個の自立としての全面発達を実現するは

ずの学校の総合技術教育化の要件はととのわず、彼女が期待した新しい人間関係と生活様式の創造は未完の課題となった。とりわけ著名な1931年決定「初等学校および中等学校について」以降は、管理体制の強化が学校運営と生活の基調となり、教師生徒間関係も権威主義的なものに変転していく。国民教育の民衆の創出という原則においても、国民教育会議や学校会議の衰退に見られるように下からの教育統制からの離脱が30年代教育政策の特徴となっていく。これらの歴史現実、クループスカヤの思想がついに《未完の構図》に終わったことを示している。「クループスカヤの思想の核心部分はソヴェト社会において実現されることはなかった。彼女の思想の具体化としての教育改革は未完におわった」というのが、筆者の結論である。

第六章「結論」において、筆者は再びクループスカヤ思想の原像にたちもどり、民衆性にたえず依拠しようとしてきた彼女の努力や思想に内在するアンビヴァレントな傾向を取り上げ、新しい「よりよき」を求めて文化創造のうえで葛藤を繰り返した思想家としての人間像を描き出す。クループスカヤにとって、人間ひとりひとりの発達と成長の過程、自立と自治こそが教育的価値であったことがここで示される。この結論は、第一章とひびきあう補論における革命前後の成人教育活動の組織化に奮闘した過程についての生き生きした叙述によってクループスカヤの原思想、原体験にうらうちされていることが最後に示される。

第五・第六章と補論の三本の柱によって、筆者は、旧来のクループスカヤ像を大胆にかきかえた。本論は、ある時代の代表的な思想家の言説をよみくだけ、それと生活世界からしばりだされる民衆の教育をめぐる心意との関係を考察することによって、その時代の教育の制度と思想の実態にせまる思想史研究である。

II 本論文の成果と評価

本論文の成果は、まずなによりも、社会主義革命期を生きた人物像を、これまでのような革命の路線・党派史の文脈ではなく、民衆の生活世界の次元に投影して活写し、その言行の日常史次元にもっていた意味をあきらかにした点に求めてよいだろう。クループスカヤ研究に限って言えば、これは新機軸をなすものである。識字率、その階層差、男女差、労働者・農民の学校、とりわけその「労働教育」に対してとったスタンスのちがいが、それぞれの文化施設に対する心意の差など、民衆生活

の動態をとらえるために参考にされた広岡直子、D. ランセル、B. エクロフらの先行研究はよくこなされており、V. シュルギン、E. カボ、A. チェルシュニらの調査資料の活用も当をえている。

成果の第二は、学校運営への父母・生徒の参加、教師選挙の実態、革命直後から1920年代にかけてのころの学校に対する親の要求行動の実態、革命後1910年代末からの成人教育分野の開拓の実態、各地実験学校の生徒の動態などをおさえて、これらにクルーブスカヤがどのようにかかわっていったかを明らかにした点である。この成果は、ベレストロイカ以後、すこしづつ公開されはじめた各地のアルヒーフから、関氏が永年にわたって築いてきた人脈をつかってひき出したクルーブスカヤの関連往復書簡、手稿、メモ、代表者会議その他の議事録、公・私文書への書きこみ、アンケート資料などの一次史料の活用によってはじめてえられたものである。

第三は、このようにして、ソヴェト国家がいろいろの可能性をもっていた1920年代のクルーブスカヤの動きを考察し、たとえばかつてのゼムストヴォの評価など、「協同」路線と「統合」路線の間をゆれうごく「葛藤」人間クルーブスカヤのアンビヴァレントな姿を内部資料によってとらえた点である。

第四は、関氏が、クルーブスカヤの「教育思索と活動の核心部」ととらえ、またここに、クルーブスカヤとスターリンの対立の種子がまかれたとみるペテルブルグ時代のスモレンスク夜間日曜学校での教師としてのしごとを、サンクト・ペテルブルグ古文書保管局蔵の史料その他によってあきらかにし、この時代の経験が、以後どのように教育人民委員部でのしごとにくけつがれていったかを明らかにした点である。この点も、クルーブスカヤ研究としてははじめて本格的に明らかにされた点であり、その論証も成功していると判断する。

つぎに、氏の今後の研究の進展を期して、若干の問題点をあげておくことにしよう。氏は、ペテルブルグでの教師経験を核としつつ、彼女の「労働学校」「総合技術教育」思想の形成にあたっての源泉としてJ. J. ルソー、J. デューイ、K. マルクスをあげている。しかし、氏が期するように、ソヴェト・ロシア社会を生きた人間クルーブスカヤの言辞をその「深部」においてとらえるためには、ロシア思想、たとえば、彼女が若き日に影響をうけたというトルストイにもあたるべきだったのではないか。

クルーブスカヤが生き、たたかった時代の民衆の動きを階層・性差にわたって

んねんにとらえようとしていることは上述のとおりであるが、同時代のソヴェト・ロシア社会は多民族社会だったはずである。そして民族問題にどう対処するかは、教師と教育思想家・政策立案者としてさけることのできない重要問題である。関氏がこの点にふれないのは、クルーブスカヤがこの点を軽くみていたということであろうか。そうだとすれば、その姿勢の由来とそのもたらした帰結を問うべきであった。

いわずもがなのことであり、関氏は充分自覚しているところと思うが、1920年代の後半にわたってさらに原史料をほりおこし、クルーブスカヤの「葛藤」の展開を追うしごとをさらに深めてもらいたいというのも、審査担当者の側にのこった思いのひとつであった。

III 結 論

以上のような問題点が残るとしても、本論文が、この審査要旨の最初にのべた点もふくめて、クルーブスカヤ研究および教育思想史研究に寄与した貢献は高く評価できるものである。よって審査委員一同は、本論文が一橋大学博士(社会学)の学位を授与するにふさわしい業績であると判断する。

平成6年1月19日

〔博士論文要旨〕

資国会計論

(副論文 会計観の変遷と日本の選択)

佐藤倫正

目次

第1章 序説

1. 資国会計への着目
2. 資国会計をめぐる現状と課題
3. 資国会計研究の意義
4. 本書の課題と接近法
5. 本書の構成

第2章 黎明期の資金計算書

1. はじめに
2. 資金計算書の類型
3. 黎明期の資金計算書の事例
4. ニューヨーク州 CPA 試験への出題
5. 残された課題

第3章 資金計算書論争

1. はじめに
2. 背景と経緯
3. 論争
4. 論争の結末
5. 資金法による解答

第4章 資金概念の変遷

1. はじめに
2. 資金概念の変遷

3. 資金概念と資金計算書

4. 調整表の構造

第5章 資金計算書の目的

1. はじめに

2. 財務諸表の目的の階層

3. 資金計算書の目的の変遷

4. FASBの立場

5. 目的の動揺

第6章 資金計算の構造

1. はじめに

2. 計算構造の理解とその影響

3. 資金計算領域の展開

4. 運転資本変動と現金フロー

5. 米国の事情

第7章 資金学説の展開

1. はじめに

2. 3つの会計観

3. 資金学説の源流

4. 資金的損益計算の展開

5. 資金的貸借対照表の展開

6. 非連携観の検討

7. わが国への教訓

第8章 資金情報と企業評価

1. はじめに

2. 利用者指向会計成立の背景

3. 会計理論の対応

4. 株主価値アプローチ

5. 会計的検討

6. わが国への適用

第9章 資金情報の特質

1. はじめに
2. 会計情報の質的特性
3. 資金情報の特質
4. 基本財務諸表としての資金計算書

第10章 資金会計の概念フレームワーク

1. はじめに
2. 財務会計の概念図
3. 資金会計の構造
4. 会計観の変遷
5. 日本の選択

補 章 社会関連会計への展開

——公益事業料金規定の検討——

1. はじめに
2. 公益企業による社会関連情報開示の可能性
3. 公益企業の料金設定における運転資本の意義
4. 運転資本概念の検討
5. 提言

1 この研究の意義

この論文に副題を付けるとすれば「資金計算書を収容する会計概念フレームワークの研究」である。概念フレームワークは、諸概念が互に関連しあってひとつの構造を形成している統合された思考の体系である。資金計算書は、1971年の米国で基本財務諸表のひとつに組み入れられた。財務諸表の体系が変化したからには、その「新しい現実」をふまえた会計の概念フレームワークが追究されねばならない。

しかしながら、FASBの概念ステートメントにしる、アンソニーの概念フレームワークにしる、いずれも当代を代表する労作ではあるものの、資金計算書が基本財務諸表になったという新しい現実とうまく対応できていない。すなわち、この論点は、これまで内外で論じられていないものである。

ということは、資金情報開示の実践と政策のほうが理論に先行していることを意味する。明文化された概念フレームワークをもつ米国は、この難題を現実には抱えて

いる。

資金計算書の導入は、わが国では、まだ検討の段階にとどまっているが、この新しい現実を「対岸の火事」と傍観はできない。経済のグローバル化と、その一環としての金融ならびに証券市場の国際化は、わが国の会計にも影響を及ぼしつつある。資金計算書の台頭が、わが国の経済発展に応じた最適の開示制度の追求において、解決すべき課題を提示していることは間違いない。われわれは、先回りしてでも、新しい現実に対処するための理論的整備をしておく必要なしとしない。理論的整備ができていれば、資金計算書の導入に関する議論を政策的配慮事項に絞り込むことができるからである。

2 基本的立場と接近法

(1) 基本的立場

資金会計論と呼ばれる領域は、資金計算書論と資金学説研究に大別される。これまで、わが国では、資金計算書論は米国に素材をもとめ資金学説研究はドイツに素材をもとめることが多く、別々に論じられていた。これに対し、この研究の特徴は、資金計算書論と資金学説研究の2領域を、米国の資料を素材にして、発展を跡づけながら融合することをねらったことである。

現在、会計は変革のさなかにある。従来、会計観としては、収益費用観と資産負債観の2つが対比されて、どちらがよいかという形で議論される傾向が強かった。しかし、この研究は、資金観と呼ばれる第3の会計観があるとの前提に立っている。

資金観は資金循環を立論の基礎にすえる。たとえば、貸借対照表を資金の源泉と運用の表と見るのは資金観の現われである。ところが、貸借対照表を資金的にとらえることは比較的良好に知られていても、貸借対照表に適用したのと同じ視点で損益計算をとらえることは、ほとんど検討されていない。財務会計を資金的に理解するには、資金的な貸借対照表観を検討するだけでなく、資金的な損益計算観をも併せて検討する必要がある。この点が従来の資金会計研究の盲点になっていた。

そこで、その点を補強するものとして私が見いだしたのが資金法と呼ばれる損益計算方式である。資金法というのは、営業活動からの現金額(CFO)をもとに、当期収支と当期損益との食違いを加減して(修正して)純損益を求める方法である。

この計算構造は、上下を逆にすると、伝統的な資金計算書の「営業活動からの現

金区分」あるいは、FASB 基準書第 95 号で要求されている「営業現金と利益の調整表」と同じ構造であることがわかる。これは、資金法が、資金計算書の中に体现されていることを意味している。この計算方式の存在を認めると資金観は他の会計観と同等の損益計算方式をもつようになる。

(2) 接近法

本研究では、新しい現実に対応する財務会計の概念フレームワークを構築するにあたって避けて通れない3つの論点に着目する。(1) 会計の計算構造(財務諸表の連携関係)、(2) 会計観、(3) 財務諸表の目的、の3つである。

その上で、まず資金計算書とは何かを具体的に把握するために、この論点にそって、(1) 資金計算書の計算構造、(2) 資金概念、(3) 資金計算書の目的、を歴史的にたどって整理する。次いで、概念フレームワークに目を向けて、先に明らかにした「資金計算書」を念頭に置きつつ、(1) 会計の計算構造(財務諸表の連携関係)、(2) 会計観、(3) 財務諸表の目的、を追求した。

3 資金計算書論

(1) 資金計算書の構造論争

資金計算書は米国で生成し発展した。今日の資金計算書は、1900 年前後から 1920 年代の半ばにかけての、いわば黎明期ともいえる時期に現われた原形となる計算書の対抗関係が生み出す相互作用の過程の産物と理解される。それらの原形と対抗関係をおさえておくことは、今日の資金計算書の構造を理解するうえで有益である。

第1のタイプは、貸借対照表の各項目の残高の期中変化を、勘定記入のルールに従って(資産項目が増加したら借方に、減少したら貸方に、というように)振り分けて、借方と貸方の合計の一致を確認するにとどまる。すなわち、特定の勘定あるいは勘定群を区分しないで、貸借対照表の期中変化の解釈を弾力的におこなう余地を残す立場である。

第2のタイプは、上記の増減分析表を運転資本の変化で区分する。そして、運転資本の変化を、他の項目の変化の結果として説明する構造を採用する。

第3のタイプは、増減分析表を区分する点では第2のタイプと同じであるが、運転資本のような流動的な勘定群に焦点を合わせるのではなく、自己資本の変化に焦

点を合わせる。

この黎明期ともいえる時期に、資金計算書は、単純な純額の財政状態変動表から、勘定群で区分された純額の財政状態変動表へと発展したが、その際、純財産区分に焦点を合わせるタイプと、運転資本区分に焦点をあわせるタイプの、2つの方向へ枝分かれしていったのである。そして、この2つのタイプの資金計算書をめぐって、やがて、論争が巻き起こることになる。どうしても避けられない対立が、この時期に準備されていた。

1925年に起こったエスケレとフィニーの有名な誌上論争は、このような発想の異なる資金計算書観の対立から生じている。エスケレの計算書は、純財産の変化を、それ以外の貸借対照表項目の変化で説明するような形式をとる。これは、「利益はどうか」を解きに行ったからと考えられる。

他方、フィニーの計算書は、運転資本の変化を、それ以外の貸借対照表項目の変化で説明するような形式をとった。「利益はどうか」という視点はフィニーにはなく、資金あるいは資源のフローを表示しようと意図した。その場合、利益に減価償却費などを加算して営業活動からの資金を求めた。結果として、エスケレにすれば、そのような形式をとるフィニーの計算書の構造が理解できなかった。

この論争は、資金概念論争ではなく、資金計算書の構造論争である。資金概念が明確でないという批判は確かに提示されたが、それは両者の争点ではない。両者とも資金概念は不明確なまま、構造論争が闘わされたのである。したがって、後者は前者の改良とか発展形であるという受け止め方は妥当ではない。

なお、この論争には、資金法による別解がありうることを明らかにした。

(2) 資金概念

米国における資金計算書の発展を辿ったところ、「資金」フローの計算書に2つの系統があることが知られた。ひとつは、現金収支計算書であり、その資金概念は現金である。いまひとつは、比較貸借対照表の増減分析表であり、その資金概念は資源である。

そこで、この2つの計算書を両極にすえて資金計算書の発展を眺めると、次のような展開過程が見えてくる。1900年前後の資金計算書に対する会計人の関心は、もっぱら増減分析のほうにあった。その後の発展で画的だったのが、エスケレとフィニーの誌上論争であったが、これは運転資本区分を強調する方向で決着がつい

た。その頃は、資金を資源あるいは価値と広く解したうえで、その動きを運転資本で区分してとらえようとする2層思考があった。やがて、2層でとらえる複雑さを嫌って、簡明に、運転資本の変化だけに焦点を合わせる考えが生じてきた。その後、運転資本の中の棚卸資産には資金性がないという指摘がムーニッツによってなされ、正味当座資産が主張された。ここから資金概念の狭義化の流れが始まった。それは、支払手段としての資金に向けての重点の移行であり、この動きの終点は、最狭義の現金であった。

しかし、1950年代に入ると、合併などに伴う証券発行による固定資産取得を資金計算書に収容したいとする要求から、広義資金概念によりながら運転資本で区分した資金計算書を作成するようになった。1971年のAPBの財政状態変動表は、この流れのなかで登場した。APBの財政状態変動表において、現金も正味当座資産も運転資本も区分基準として容認されていたにもかかわらず、運転資本が主流を占めていたのは、それが、企業活動を明瞭に描き出すからである。流動性の指標として運転資本が選ばれたのではない。

1970年代の後半になって、合併ブームが一段落した頃に、ヒースに代表されるような信用分析の立場から、APBの財政状態変動表に対する批判がでてきた。その鋒先は主として運転資本概念へ向けられた。これは、先に潜伏していた狭義化の流れの再登場と見てよい。わかりやすさということも手伝って、1982年以降、現金概念が急速に支持を得ていった。

FASBは、当初、この考え方でAPBの財政状態変動表を見直していた。しかし、最終的に公表された基準書第95号では、資金が現金に限定され、営業収支の総額を直接に示すのが望ましいとされるなど、現金収支計算書に近づいた。しかし、その一方、証券発行による固定資産取得などの取引を脚注開示することを要求し、また、営業現金と利益の調整の開示を強制している。すなわち、キャッシュ・フロー計算書といっても、現金基準の財政状態変動表と見たほうが実態をとらえている。

資金という用語は、それが曖昧というだけで、その使用をやめるのでは、問題の解決にならない。むしろ、多様な資金概念を認め、それらを統合したところに、資金概念の多重的関係が見えてくるように思われる。その場合、まず資金を資源ととらえ、それが貨幣の形で活動を媒介すると考える。そして、それを測定する会計的認識のレベルによって様々な資金概念が現われる。その多重的関係は、資金法の計

算に体系的に示されるのである。

なお、様々な資金概念が計算書様式に及ぼす影響を、資金計算書等式として示した。

(3) 資金計算書の目的

資金計算書の目的を描き出すために、様々に述べられてきた資金計算書の目的を、目的の階層性という考え方に照らして歴史的に辿った。

基本目的の階層では、会計責任を果たすという見方から意思決定への役立ちが重視されるようになった。分析目的の階層では、APB時代には収益力評価の側面が強調されたが、FASB時代には、一時は、流動性と財務弾力性の概念が重視されたものの、最終的には収益力評価を優先させるに至っている。そして収益力の概念も資金的に定義されるようになった。作成目的の階層での変化は、資金概念の変化と一致している。

FASBの基準書第95号によるキャッシュ・フロー計算書の目的は、(a)企業が好ましい将来の正味現金フローを生み出す能力を評価し、(b)支払義務に応じる能力、配当支払能力、および外部資金調達の可能性を評価し、(c)純利益と、関連する収支のズレの理由を評価し、(d)当該期間中の現金および非現金の投資および財務活動が企業の財政状態に及ぼす影響を評価することであるが、これら目的の解釈は、歴史分析の上に立って初めて可能である。

基準書第95号の目的観は、(b)が明記されたことを除いて、APB意見書第19号の目的観と変わっていない。すなわち、(a)の「将来の正味現金フローを生み出す能力の評価」は意見書第19号の目的規定の行間に潜んでいた目的であり、(b)の支払能力評価は意見書第19号の財政状態変動表を揺さぶるために提示された目的観であるにもかかわらず、(a)の優先順位が高くなっている。さらに、(c)は間接法によってのみ果たされるし、また、(d)は意見書第19号の第6項の規定と同じ内容をカバーしている。要するに、意見書第19号に言うところの「財政状態の変動の十分な開示」は基準書第95号では文言としては消えてしまったのではあるが、表現を変えてははっきりと明記されている。

4 資金学説の展開

(1) 計算構造論

資金計算書は複式簿記機構から誘導されないから基本財務表たりえない、という批判がなされることがある。これは、貸借対照表と損益計算書を基本財務諸表とするような勘定機構を前提にして、資金計算書の基本財務表としての資格を論じており、立論の前提となる命題あるいは考え方を使ってその命題を擁護する循環論に陥っている。財務諸表の体系が変化しようとしているのであるから、会計の計算構造観も変化してしかるべきである。

ヘンリーの「財政状態変動一覧表」やマンの「連携確認表」のような、貸借対照表と損益計算書と資金計算書が同時に示されるような一覧表が提示されている。それらは現金収支計算書を念頭に置いているが、間接法の資金計算書を誘導しうる「資金運動一覧表」を作成してみた。

また、資金循環図を示して、運転資本変動とキャッシュ・フローの有機的關係を論じた。さらに、「会計観の変遷と日本の選択」において、間接法の資金計算書を誘導する勘定組織を開発することができた。

米国では、計算構造論は弱い。しかしながら、資金計算書論が資金情報の有用性をプラグマチックに追求しながら、その一方で、このような計算構造論を暗黙のうちに補っていたと考えられる。

(2) 資金的会計観

米国にも、資金を中心概念にすえる一群の会計思考が存在する。それは、バッテリーを起点とする「基金化」を重視する系譜と、カーソンに端を発する「資金フロー」を重視する系譜からなる。それらが、損益計算書と貸借対照表でどのように展開されてきたかを辿ると、この両系譜をつないで、財務諸表の作成と利用をともに資金的に理解する可能性があることを確認できた。

これに関連して最も強調されるべきは、カーソンが概略だけを示唆していた資金法の損益計算が、発生主義会計のもとで資金をどのように解しても成立すること、さらに、時価主義会計のもとでも成立することを論証できたことである。このことは、利用者による資金法的な利益の「再計算」が存在しうることを意味する。

資金法は、貸借対照表項目の増減と結びついている点で、財産法と共通の性格をもつ。しかし、この方式が財産法と一線を画するのは、それが収支計算から出発するからである。すなわち、財産あるいは純財産という概念に主導されていないからである。

- また、収益と費用の見越しと繰延べの概念を使って当期純利益に到達するところから、資金法は、損益法と共通の性格を一部もつといえるかもしれない。しかし、この方式が損益法と一線を画するのは、資金法が、損益を構成する項目の間に、設定の精粗があることを認めるからである。すなわち、現金支出費用と減価償却費を同質とみなすような損益概念に主導されていないということである。

「資金法」と呼ばれる損益計算方式と、会計情報利用者の「再計算」に着目すれば、米国の資金学説を相当奥行のある構造として描き出すことができる。しかしながら、FASBは、この一群の会計思考を無視したままであった。これに対し、この研究は、この資金法の損益計算方式が、資金計算書論、資金学説、資金情報論の中にどのように発現するかを明らかにしている。

5 資金情報論の展開

(1) 資金情報と企業評価

証券市場の拡大と成熟に伴って、利用者指向の会計すなわち情報会計と呼ばれる見方が台頭した。情報会計では時価情報と資金情報の有用性が説かれた。1960年代に見られる初期の情報会計論では、利用者の意思決定モデルは分からないとして、有用と思われる情報を併記する立場がとられた。これは事象アプローチと呼ばれた。これに対し、1970年代の後半には、企業評価モデルを明らかにし、それへのインプットとして会計情報の有用性を評定するアプローチが現われた。そこではキャッシュ・フローが重視された。ラバポートの『株主価値の創造』(1986年)は、その流れの中にある。

そこで、本研究では、ラバポートの企業評価論を検討しながら、資金情報が企業評価に用いられる場合、キャッシュ・フローといっても、どのようなキャッシュ・フローが妥当かを考察した。企業評価モデルにインプットするキャッシュ・フロー数値は、資金計算書に現われる数値そのものでなく、自己資本利子や営業能力維持などを考慮したものでなければならない。この点で、価格変動会計論と接合しうるものである。

(2) 資金情報の質的特性

FASBの概念ステートメント第2号が取り上げた会計情報の質的特性を構成する諸概念は、「有用性」、「目的適合性」、「適時性」、「予測価値」、「フィードバック

価値」、「信頼性」、「検証可能性」、「事実写像性」、「中立性」、「比較可能性」、「重要性」、「理解可能性」、「コストとベネフィットの勘案」であった。しかしながら、これらは会計情報一般の特質であり、資金情報の特性はこのなかに没している。

そこで、それら諸概念ごとに、さらに立ち入って、資金情報の特質が浮かび上がるように検討をおこなった。この検討によって、資金情報が会計情報として十分な資格を備えていること、および損益情報と比較しても固有の特質をもつことが改めて浮かび上がってくる。資金情報の開示を拡充しようとする内外の動向は、こういった事実に支えられている。

さらに、この検討をふまえて、資金計算書が基本財務諸表としての要件を備えているかどうかを検討した。これには、当然ながら基本財務諸表としての要件があらかじめ明らかにされなければならない。この要件についての一般的合意はまだないとみられるが、(1)有用性、(2)網羅性、(3)連携性、の3つを考えるのが合理的である。

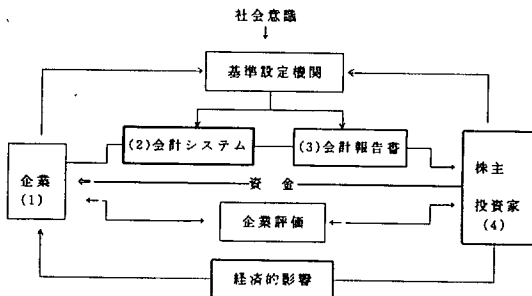
6 結 語

資金会計の概念フレームワークが求められるのは、近年の財務報告において資金計算書への役割期待が大きくなっているからである。これは、財務報告の重点が決算会計から情報会計へと移行していることと結びついている。

従来 of 会計の主たる機能は、株主あるいは株主総会向けの、配当可能利益の算定あるいは企業業績の尺度としての利益の算定と報告にあった。このような会計思考と手続きの体系が決算会計である。新たに求められるはじめた会計の機能は、証券市場が企業を評価するのに必要な情報の提供である。このような会計は、今日、情報会計として一般に知られている。この財務報告の目的における重点移行が、会計の概念フレームワークに揺らぎを引き起こしているのである。また、近年になって、社会関連会計という立場から伝統的会計に検討が加えられているが、これは、情報会計ともさらに異なるパラダイムを要求するため、資金会計との関連の一端を補章で検討している。

そこで、残されている作業は、これまで論じた諸概念をひとつのフレームワークに統合することである。この作業は、言語の配列によってもなされるし、図式によってもなされる。それぞれに長短があるが、ここでは図式で示しておく。

図1 会計情報伝達モデル



上の図の(1)~(4)の各フレームで資金的解釈が可能である。このことは、第10章第3節「資金会計の構造」にまとめられているが、以下に、ごく簡潔に要点のみ述べておく。

第1フレームにおける資金的解釈は、企業活動(会計の対象)を資金循環としてとらえ、その目的を資金(資本)の増殖にあるとする。また、第2フレームにおける資金的解釈は、勘定組織を第6章で論じたようなマトリクス形式の資金運動一覧表でとらえる、あるいは、「会計観の変遷と日本の選択」で展開した資金勘定組織として理解すること。さらに、第3フレームにおける資金的解釈は、第7章で展開したように、貸借対照表と損益計算書を資金的に理解し、資金計算書に資金法が体现していると見ること。そして、第4フレームにおける資金的解釈は、第8章で論じたような企業評価目的での会計情報の利用を認め、第7章で論じたような資金法形式でキャッシュ・フローを再計算することである。

資金計算書を収容する概念フレームワークはこのようなものであろう。しかしながら、FASBは、これらの論点を概念フレームワークの外に置いてしまった。FASBの概念フレームワークは、財務諸表の体系と財務諸表の基礎的諸概念の関係が首尾一貫しておらず、過渡的取扱いという印象を受けざるを得ない。わが国が「企業会計原則」の背後にある概念フレームワークを見直す際には、このことに留意して、わが国の会計観の変遷をふまえて、新しい現実に即した概念フレームワークを求めることが望まれる。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 資金会計論

(副論文 会計観の変遷と日本の選択)

審査員 中 村 忠
安 藤 英 義
伊 藤 邦 雄

1 本論文の背景

本論文を提出した佐藤倫正氏は、本学商学部を卒業してしばらく民間企業に勤務した後、研究者を志して本学大学院に入学した(1972年)、それ以来、一貫して資金会計をテーマとして粘り強く研究してきた。

資金会計は、わが国でもすでに1950年代から主として会計実務の立場で研究されてきた。資金は企業の血液であり、期日に債務の支払ができなければ、その企業は倒産せざるを得ないからである。したがって企業の財務担当者は周到な資金計画をたて、それにもとづいて資金の調達と運用を行わなければならない。

そのような実務の立場とは別に、会計学の研究領域の1つとして資金会計を取り上げる人もいた。早い時期のものでは番場嘉一郎氏(佐藤氏の学部時代のゼミ指導教官)による論文「運転資本の経理」、「資金運用表とその利用」(いずれも1949年)などがある。これらは経営分析の観点から資金の問題を検討したものである。

同じように経営分析の研究から出発した染谷恭次郎氏(早稲田大学)は、アメリカ文献をもとにして資金会計の研究を精力的に行い、1956年に『資金会計論』と題する大著を公刊した。これは資金会計という表題の日本で最初の著書である。染谷氏はその後も資金に関する研究を続け、『財務諸表三本化の理論』(1983年)、『資金管理の基礎』(1984年)などの著書を出している。その影響を受けた染谷ゼミ出身の鎌田信夫氏(南山大学)も資金会計について注目すべき論文を発表している(たとえば鎌田編著『資金情報開示の理論と制度』1991年)。

染谷氏の『資金会計論』より少しおくれて黒沢清氏が『資金会計の理論』なる小著を公刊した(1958年)。これはヴァッター、ルフチ、タガートなどの所説を材料にして書かれたもので、学界に大きな影響を与えた。

他方、アメリカでは1971年にアメリカ公認会計協会(AICPA)の会計原則審議会(APB)が「財政状態変動の報告」(Reporting Changes in Financial Position)と題する「意見」第19号を出し、資金計算書(財政状態変動表)を、貸借対照表、損益計算書と並ぶ主要財務表と認めた。

これは各国から注目され、わが国でも佐藤氏が大学院へ入った1972年ころ資金会計は最もカレントな問題であった。

佐藤氏は、まず染谷氏や黒沢氏などの邦語文献を読んで資金会計の基礎知識を得ると同時に、そこで引用されているコールの著書(W. M. Cole, *Accounts: Their Construction and Interpretation*, 1908)をはじめとするアメリカの古い書物を読んだ。

少し慣れてくると、ある書物を読めば、その次に読むべき材料は自然に見つかる。このようにして彼は研究を積み重ねていった。その成果が本論文である。

2 本論文の骨子

本論文の概要については佐藤氏自身が書いているので、重複を避けながら、その骨子を述べることにしよう。まず論文の構成は次のとおりである。

- 第1章 序説
- 第2章 黎明期の資金計算書
- 第3章 資金計算書論争
- 第4章 資金概念の変遷
- 第5章 資金計算書の目的
- 第6章 資金計算の構造
- 第7章 資金学説の展開
- 第8章 資金情報と企業評価
- 第9章 資金情報の特質
- 第10章 資金会計の概念フレームワーク
- 補章 社会関連会計への展開

—公益事業料金規定の検討

第1章は序論で、資金会計とは何か、それがアメリカにおいてどのような形で生成・発展して現在に至っているか、そして現在どんな問題を抱えているか、それに対して佐藤氏はいかに取り組もうとしているかなどが要約して述べられている。したがって全体の目次とこの章を読めば、本論文の輪郭がつかめる。

この章で述べられていることの中で特に重要と思われるのは、会計観（財務会計および財務諸表についての基本的考え方）に関する箇所である。これは APB の任務を引き継いだ財務会計基準審議会（FASB）が 1976 年に公表した「討議資料」で示したもののからの引用であり、次の三つが挙げられる。

- ①収益費用観（Revenue and Expense View）
- ②資産負債観（Asset and Liability View）
- ③非連携観（Non-Articulation View）

従来は①が通説であったが、FASB は②を採用した。③は貸借対照表と損益計算書の連携を要求しないという考え方であるが、佐藤氏はこれを資金観と解し、これを採るべきだと主張する。この議論は第7章と第10章にも出てくる。

第2章から第5章までは資金計算書、特にその歴史的な発展の経過を跡づけている。それによるとアメリカでは、すでに今世紀初頭に US スティール社が連結ベースの資金計算書を公表していた。またそれに先立ち 1898 年のニューヨーク州の公認会計士試験には、利益と資金の関係を問う問題が出題されている。これは当時すでに資金の問題が注目されていたことを裏書きするものといえる。しかしまだ資金の概念は固まっておらず、資金計算書の様式も雑多であった。このような状態が相当の期間つづいた。

ようやく 1925 年に突破口が開けた。それは *Journal of Accountancy* 誌上で行われた資金計算書の内容をめぐるエスケレ（Paul-Joseph Esquerré）とフィニー（H. A. Finney）の論争である。両者とも比較貸借対照表の増減分析を基礎にしている点は共通であるが、エスケレは純資産（自己資本）の変化を、それ以外の貸借対照表項目の変化で説明する形式をとったのに対し、フィニーは運転資本の変化を、それ以外の貸借対照表項目の変化で説明する形式をとった。

この論争は結局フィニーが勝ち、その後は運転資本の変化を説明するタイプの資

金計算書が一般化した(上に述べたU. S. スティール社の資金計算書もこのタイプであった)。しかし面白いことにフィニー自身は資金を運転資本とは考えていなかった。もっと広義に解していた。フィニー以後も資金の概念は一義的ではなく、人によって様様に解された。

したがって資金計算書の目的も多様であり、利益と資金の関係の表示、運転資本の変化の表示(流動性とか支払能力の表示はこれに含めてよいであろう)のほか、いろいろな目的が挙げられている。

第6章と第7章は資金会計についての諸学説の検討に充てられている。上述のようにアメリカでは1971年に資金計算書が貸借対照表および損益計算書と並ぶ基本財務表の地位を認められている。それは資金計算書の財務情報としての有用性が認められたからである。しかし佐藤氏は有用性というだけで満足しないで、計算構造面から資金計算書を基礎づけようとした。

この検討はアメリカでも一部の学者によって行われており、たとえばヘンリー(E. J. Henry)の財政状態変動一覧表とかマン(H. Mann)による三つの決算書(貸借対照表、損益計算書、資金計算書)の連携確認表がある。佐藤氏はこれらを参考にして資金運動一覧表を作成している。

また佐藤氏はアメリカの代表的な資金学説としてヴァッター(W. J. Vatter)とカーソン(A. B. Carson)を取り上げ、特にカーソンの所説については詳しく述べている。さらにその後のストーパス(G. J. Staubus)やラパポート(A. Rappaport)などの主張も検討している。

第8章と第9章は資金情報論である。第8章では、投資家が企業評価をする際にどんな資金情報が役立つかをラパポートの企業評価モデルを手がかりにして検討している。また第9章では資金情報の特質が、会計情報一般および損益情報と比較して論ぜられている。

第10章は、これまで述べてきたことの要約と結論である。それは、資金計算書を加えた三つの財務表を統一的に説明できる新しい概念フレームワークを構築すべきであり、それには収益費用観、資産負債観に代って資金観を採るべきだということなのである。

補章は、資金会計論の関連分野への新たな展開の可能性を、特に公益事業料金の問題を取り上げて論じたものである。

副論文として提出された「会計観の変遷と日本の選択」は、三つの会計観を述べた後に、資金観のもとでの資金勘定組織を例示している。本論では「貸借対照表と損益計算書と資金計算書を同時に導くような勘定組織の設計は可能である」と述べているだけであったが (p. 250), それを具体的に示した。これにより「従来の勘定組織のもとでは分析的のみ作成されていた資金計算書が複式簿記の手続きをとおして誘導されること」が明らかになった。これで佐藤氏の研究は目的地に到達したことになる。

なお最近、佐藤氏は上記の副論文の続論ともいふべき「資金会計の勘定組織」と題する論文を発表している (『会計』1994年1月号)。

3 本論文の評価と問題点

本論文の長所は、第1に資金会計という領域を理論的に位置づけたことである。企業会計における記録計算は伝統的に資産、負債、資本、収益および費用という五つの要素によって行われ、資金という要素はない。そもそも資金概念も、最狭義の現金から最広義の総資源まで多様である。

佐藤氏は、アメリカで1971年に当時の会計基準設定機関たる APB が、資金計算書を貸借対照表、損益計算書と並ぶ基本財務表としたことに注目し、それにふさわしい資金会計の理論が構築できないかと考えた。これは新しい着想であった。

アメリカで資金計算書が主要財務表とされたのは、そこに示される情報が財務諸表の利用者にとって有用だからであって、資金計算書を織り込んだ理論体系の整備というような意識は全くない。

わが国でも佐藤氏の前に資金会計を手掛けた人は上述したように何人かいるが、佐藤氏のような問題意識の人はいなかった。その原因の一つはヴァッターのせいではないと思われる。1947年に公刊された *The Fund Theory of Accounting and Its Implications for Financial Reports* と題する彼のモノグラフは、わが国に資金理論として紹介された。これが混乱の原因だといってよい。

ヴァッターのいう fund は、むしろ「基金」と訳すべきだったと思われる。彼の提唱する fund theory は、会計主体論たる資本主理論 (proprietary theory) と

企業主体論 (entity theory) に対する批判として主張されたのであり、資金会計の理論ではなかった。しかし資金計算書にも触れているため誤解を引き起こす原因となった。決定的ともいえるのは黒沢氏が、ヴァッターを拠り所にして『資金会計の理論』を書いたことであった。

佐藤氏もこの影響を受けて、資金学説の源泉としてヴァッターとカーソンを挙げている。しかしヴァッターに深入りしなかった。それは資金会計についてヴァッターの著書から得られる内容がわずかであることを確認したからであろう。

佐藤氏は自説を裏づけるために多くの文献を渉猟したに違いない。しかしすぐ役立つものはなく、せいぜい非連携説を支持するヘンドリックセン (E. S. Hendriksen) に力づけられる程度であったと思われる。

しかし資金会計の勘定組織を描き出したことで、目標に達したといえよう。「資金計算書は、貸借対照表と損益計算書から間接的に作成されるのであって、複式簿記から誘導されないから基本財務諸表ではない」という批判を覆すために佐藤氏は懸命の努力を続け、ついにそのバーをクリアしたのである。

本論文の長所の第2として、資金会計の研究領域を、①資金計算書、②資金学説、③資金情報に整理したことである。これまで資金会計は①を主にしてきたが、佐藤氏は②を重視し、細かく調べている。さらに資金会計の勘定組織が追加されれば、それは④になるであろう。

とにかく本論文は、これから資金会計を研究しようとする人に対し新しいルートを開いたものといってよい。

以上は本論文の長所であるが、他方で疑問の点もいくつかある。

たとえば現行の勘定体系を「貸借対照表と損益計算書を基本財務諸表として作成するために人為的にデザインされたものであると見るのが自然である」と評している (p. 125)。しかしそうでないことは複式簿記の成り立ちを見れば明らかである。貸借対照表や損益計算書は報告書として後から作られたものであり、バチオリの時代にはなかった。これは思いあまの勇み足とみてよい。

同じページに「複式簿記の機構の中に資金計算領域が存在することは明らかである」という記述もある。こういう断定的な言い方は佐藤氏の特徴といってよい。しかし後に続く説明は説得力に欠けている。

また第10章の冒頭に、「本書の課題は、資金計算書論と概念フレームワーク論とを結合することであった。資金計算書を基本財務諸表として取り込んだ会計の概念フレームワークは“資金会計の概念フレームワーク”と呼ぶことができる」と述べている (p. 241)。しかし貸借対照表、損益計算書および資金計算書を包摂する概念フレームワークがなぜ“資金会計の概念フレームワーク”といえるのか第三者には理解しにくい。

なお、上記において本論文の長所として資金会計の研究領域が整理されていると述べたが、たとえ④を加えても、それで資金会計の体系が完全とは思われない。たとえば本論文の中でも数箇所引用されているヒース (L. C. Heath) の著書 (*Financial Reporting and the Evaluation of Solvency, 1978*) で取り上げられている支払能力の評価は、資金会計の体系に含められるべきであろう。

このように若干の不備や不満を指摘せざるを得ないが、それらは本論文の根幹をゆるがすものではない。佐藤氏はまだ若いのであるから、今後も一層の研究を要望したい。

以上によりわれわれ審査員は、所定の試験の成績をも併せ考慮し、佐藤倫正氏が一橋大学博士 (商学) の学位を受けるに値するものと認める。

以上

平成6年2月9日

ベラワの民族誌

—社会変化と経験世界—

足羽 與志子

本論文の目的は、スリランカのある村の民族誌を書き、そして、小さな共同体に生きる人々とマクロな社会との動的関係の解明を行うことである。本論文ではこの問題を「社会変化」との関係でとらえ、日常生活における人々の視点から眺める。本論文は人々の「経験世界」を理解する試みでもある。

スリランカの人々の伝統的生活は、新しい国家形成と文化/社会編成の過程において急激な変化を経てきた。そこでは従来の価値観と近代の新しい価値観の混在が生じ、人々は複数のアイデンティティを同時に持つことを余儀なくされる一方で、シンハラ仏教ナショナリズムのような極端な排他的な集団意識の形成も見られる。

本論文で対象とするのは、シンハラ社会のベラワ (Berawa) という特殊なカーストの人々である。ベラワのベラ (Bera) は「太鼓」の意であり、カーストの伝統的な職能はシンハラの人々の生活に必要なほとんどの儀礼で太鼓を叩くほか、ダンサー、呪医、仏師などである。彼らはこの職能を通じて、人々の宗教世界に深く関係してきた。また、彼らはシンハラのカーストシステムにおいてとりわけカーストの低さを強調され、社会関係のなかでも特殊な役割を担う。さらに、彼らのカーストの職能の一部はシンハラ・ナショナリズムのシンボルに使われ、文化政策の対象になるなど、早くから国家政策や政治にも深く関係してきた。このようなシンハラ宗教・社会・政治に関わるベラワは、そこでの変化の投影を敏感に受け易く、小さな共同体に生きる人々とマクロな社会との動的関係の解明にも、またシンハラ社会/文化の理解のためにも、極めて有効な研究対象である。

私は、81年から4回、通産20カ月に渡るフィールドワークを行い、学士論文、修士論文、博士過程修了論文、またその他の学術論文や学会発表などを通じて、ベ

ラーや彼らの職能である治療儀礼に関する問題を研究してきた。本論文は従来の研究を整理し、上記の問題意識をもって新たな考察を展開したものである。

本論文ではベラワーの実態を詳述しながら、次のような具体的議論を行う、ベラワーの人々の生活のマクロなレベルの政治や経済の変動がどのような影響を及ぼしたのか、ベラワーの人々はどのような小さい共同体、あるいは大きな社会／文化との関係を取り結び、それらとの関係を理解するのか、そして彼らはどのような方法で「変化」に対処し、新たに彼ら自身の「経験世界」を構築するのだろうか。

本文は、序章、第一部（1章～3章）、第二部（4章～11章）、終章、から構成され、補録と資料編が本文内容を補完する。次が各章の簡単な要旨である。

まず序論では、本論文の目的と、本論文を書くに至った経緯を述べ、リーチ、ギアーツ、オペーセーケレ、ブルデューらの社会変化と個人の意志決定との関係の議論を比較検討し、本論でその有効性を検証する「経験世界」「コード」という概念の説明を行った。

第一部「シンハラ文化と社会におけるベラワー」では、カーストやコスモロジーについての従来の研究を検討しながら、シンハラ文化と社会を概説し、ベラワーがそこに占める一般的な位置の分析を行う。

1章「仏教コスモロジーとベラワー」では、悪魔・悪霊を一般の人々に替わってコントロールする宗教的専門職能者としてのベラワーを、仏陀の教えを実践する僧侶や神々に仕える神官との比較において分析し、ベラワーが彼らを補助し、シンハラの儀礼全般に関わることを示した。

2章「カーストとベラワー」では、仏教を背景にするシンハラの特異なカースト・システムを説明し、それをデュモンのようにインドのカースト・システムとの比較によって「不完全なシステム」ととらえるのではなく、シンハラの人々の日常生活において人々の経験として理解する重要性を指摘した。本論でベラワーを「カースト」として考察するさい、この見解を基調とする。

また、3章「シンハラ文化圏とベラワーの二系統」では、シンハラの3つの文化圏にまたがって分布する、ベラワーの伝統技術の二系統、寺院関係の儀礼を得意とするウダラタ（中高高地）系統と悪魔・悪霊に対する儀礼を得意とするパハタラタ系統（南部低地）について説明した。政府は前者を優遇し、後者を「迷信」として

排除する偏った文化政策を実行してきたが、シンハラの人々のベラワーに対する一般的イメージは両系統の混合である点を指摘した。

第二部「アクルゴダ村のベラワー」では、81～87年にかけてフィールドワークを行った、スリランカ南部の村のベラワーの人々の生活に焦点をある。そして時代の変化のなかで様々な選択を行いながら、村の伝統的社会に生きるベラワーの「経験世界」を描く。まず4章「アクルゴダ村」では、村の地理、カースト構成、歴史、土地改革、村内の小集落とカースト居住区、ランドマーク、村名の由来等について述べ、村の現状を概観した。ベラワーと高カーストのゴイガマ(農民)から構成される当村では、特に多くのベラワーが住む特徴がある。村の草分けがベラワーであったのもその理由だが、30年代の世界恐慌に端を発する政府の米自給政策によって村の公有地が支給され、そこに応募したベラワーが親戚を頼り多く移住してきたことも大きな原因である。また村名の由来には、ベラワーの職能との関係で説明する説から、それを真向から否定する説まで複数あり、各説の内容とそれを選択する支持者の社会背景には相関関係があり、そこに同村にはベラワーに対する認識の複雑な相違があることが伺える。

次の5章「ベラワーの社会」では、村のベラワーの伝統的な職能各種を取り上げ、それぞれの職能を専門とする、本論の重要な登場人物の紹介を行う。草分けの3つの家系の職能選択と継承の傾向を分析し、次の点を指摘する。伝統の継承は当人の自由選択によるが、第一条件は当人の能力にあること、仕事の需給関係から複数の息子や子弟を継承者にすることが困難であること、そして職種を選択や継承に問題がある場合は婚姻関係が調整の役を果たすこと等である。

就業が最も難しく、ベラワーの尊敬を集める呪医の日常生活について詳述したのが、6章「呪医の生活」である。一人の呪医のインタビューと彼の29年間の日記の分析を通じて、呪医としての成長の過程、儀礼種類の需要の変化、依頼人の社会背景の傾向、日常生活の変化などを示した。また、ベラワーの根本的な価値観である「実力主義」と「平等主義」について、彼の見解に基づきながら考察した。実力主義の原則では、ベラワーが相互評価を行う際、家系や財ではなく当人の職能が最優先する。また実力主義を補完する平等主義には、実力の差に関わらず、儀礼を共に行う仲間が報酬の平等配分を行うという。共同体内での経済的平等主義と、病の

前ではあらゆる人間はすべて平等であるという、ベラワールの人間観に基づく普遍的主義がある。

7章から10章では外部からの影響によりこの価値観のバランスが揺らぎ、ベラワールの一人一人が新しい状況を判断し行為を選択していかなければならない具体的問題に焦点を当て、その分析を行う。

7章「ベラワールの職業と実態」では、伝統的職業の他に、カーストが規定しない新しい職業（認定資格の必要な教師・技師等のエリートの職業から土木労働者、工場労働者等）に就く人々が増加する現状を示し、職業選択の動機、ベラワールによる「現状認識」、新職種が開く世界や伝統職業の新たな展開に対する期待を分析する。また近年の急激なインフレと商品の流通とあいまって、職種の選択が、以前とは比較にならない、目に見える形での経済格差を生み、ベラワール内の従来の結束に亀裂が生じつつあることを指摘した。

職種や経済状態はベラワールの意識の変化に通じる。8章「ベラワールの改名行為」では、改名行為に現れたその変化を分析する。一般的にシンハラの名前の名字にあたる部分は本人が属するカーストを示すが、近年特に頻繁に改名を行う傾向が当村のベラワールに見られる。改名は自己のアイデンティティーを個人が自ら選択し、新しい名前によって自己と社会との関係を更新する行為といえる。名前の全部を改めカーストを隠す方法、頭文字を残し旧名と新名を使い分ける方法、さらにカーストの職能を強調し芸術家風に改める方法等、その様々なスタイルに彼らが社会変化の中で自己のアイデンティティーを積極的に模索する様子がわかる。また改名のスタイルと職種と相関関係も指摘した。

9章「ベラワールと政治」では、30年代後半、スリランカで初の共産党が結成されて以来、党のカースト差別廃止運動と村落覚醒工作の対象となった村のベラワールが受けた様々な影響について述べる。なかでも活動の中心的人物だった二人のベラワールを取り上げ、参加の動機や変遷する政権のなかでの二人の生活や思想の変化を見る。そして、反共政策をとる現政権下の現在でも、ベラワールにその体験の記憶は残り、若手ベラワールの結束や、ベラワールの自意識の形成、また諸事の解釈や判断に見落とせない影響を及ぼし、未だ彼らの意識の底辺に、一つの生きた言語としてあることを指摘する。

10章「ベラワールと文化政策」では、シンハラ仏教ナショナリズムのなかで、ベ

ラワールの職能の民族の「伝統芸能」として脚光を浴び、文化省や文部省の政策によってベラワールの一部が「保護育成」を受ける一方では、学校カリキュラムのなかでカーストと切り放された「芸術」として一般に普及する過程を示す。アクルゴダ村のベラワールもこの文化政策の影響を受けた。しかし寺院関係の仕事を行う絵師・仏師は政策の恩恵を得たが、政府はバハタラタ系のダンサーやドラマーにはあまり注目せず、特に悪魔払いの専門家として伝統的権威がある呪医は冷遇した。ダンス学校経営に失敗した呪医、文化政策に便乗し成功を収めた絵師、そして上昇志向の強いダンサーの例をあげ、具体的な状況と文化政策に対する個人の対処の方法を示した。文化政策は、ベラワールに将来を決定するより多くの選択の機会を与え、ベラワール自身の芸術家意識と仏教徒意識を高めたが、伝統的社会での実力の評価規準を崩し、平等主義の機能に支障をきたすなど、深刻な状況を招いている。

さて、11章「アーリヤセーナ殺人事件をめぐるベラワールの『経験世界』」では、82年の調査中に起きた、一人の著名な若手ダンサーが殺された事件に焦点を当てる。まず裁判記録や証言記録、また集中的なインタビュー記録を使って事件を再現したあと、事件の原因と人々の解釈、事件後の経過と事件の收拾過程を詳述する。そしてこれまで各章で述べてきた事柄がこの具体的な事件の中に集約して指摘できることを示し、さらに個人とベラワールの小さな共同体がどのようにこの事件を「経験世界」の事柄とするのか、その過程を分析する。本章は当論文の中心となる章である。

殺されたダンサーは、呪医となるべく修行中であり、また文化政策の一環である軍楽隊への勧誘も受けるなど、伝統的社会と新しいベラワールの世界との中間にいた。彼はシンハラ仏教ナショナリズムの教育と共産主義の思想の影響を受けていた。仏教徒意識が強い彼が、ベラワールには慣習的にタブーであった寺院建立を計画するが、彼の出世の嫉妬する一部の仲間が反対し、彼を刺殺した。そこには寺院建立でベラワールの共同体の新しい団結を図ろうとする彼とその支持者の意図と、それとは逆の、旧勢力の反対や矛盾する価値観、また経済格差などによる共同体の分裂という方向とは錯綜した、ベラワールの現状が読み取れる。また、事件後、被害者の遺族側と加害者側に決定的に分裂したベラワールではあるが、時間的経過の中で、贈答と社交、儀礼、移住、沈黙等の慣習コードを使った関係の修復が徐々に進み、事件の日常化、あるいは「経験世界」化が行われていった。しかしそこにも、例えば加害者の家族

が海外出稼ぎで得た現金や商品が事件の処理に決定的な役割を果たすなど、新しい経済の力が見られる。

終章では、改めて「コード」「経験世界」という概念を使いながらこれまでの章の要約を行い、この概念の有効性を認識した。外部からのある種の変化の「力」がベラワールの人々の生活と意識に影響することは本論文で十分に論じられたと思う。村のベラワールの生活の詳述のなかで良くわかることは、人々が決してマクロなレベルでの社会変化に対して無気力に押し流されているのではないことである。人々は日々の暮らしのなかでこれらの変化に積極的に対応してきていることを強調したい。村のベラワールは、従来のコードの適用や新しいコードの創造を行って対処したり、また変化が要求する方法自体を日常のコードとして新たな選択肢に加えるなど、外からの力を極めて柔軟に処理しながら、彼らの「経験世界」を造っている。そして重要なことは、人々が日々の生活を主体的なコード選択を行いながら送ることにより、小さな共同体の内側から能動的な社会変化を起こしていることである。

以上、本博士論文「ベラワールの民族誌—社会変化と経験世界—」は、シンハラ社会のベラワール・カーストの研究として、南インド/テラワールダ仏教文化圏の地域研究に貢献するとともに、個人と社会、ミクロ社会とマクロ社会との相互の動的関係についての議論に人類学的寄与を果たすことを目指した。幾分なりともそれが達成されていれば幸いである。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 ペラワの民族誌

——社会変化と経験社会——

論文審査担当 長島 信 弘
古賀 正 則
内堀 基 光

I 本論文の課題と概要

本論文は、スリランカ国、シンハラ社会のペラワという特殊なカーストについての社会人類学的研究で「序章 論文の目的と方法」、「第一部 シンハラ文化と社会におけるペラワ」全三章、「第二部 アクルゴダ村のペラワ」全八章と終章から成っている。足羽与志子は1981年から4回、通算20ヵ月にわたって南スリランカのアクルゴダ村を中心にフィールドワークを行なっている。以下各章の概要を述べ、論評を加える。

序章「太鼓」(ペラ)を「叩く人びと」を意味するペラワは悪魔払いの病氣治療儀礼、通過儀礼、神々への儀礼、仏教儀礼、式典、祝祭にドラマー、ダンサー、悪魔を演じる役者として参与し、また絵師・仏師として仏像や仏教壁画を作成し、さらにまたアヌルベータ医術、暦学、占星術について深い知識を持つなどシンハラ人の生活全般に関わっている。しかし、スリランカのカースト・システムの中でペラワは最下位に近い低さにある。それでも他の低カーストとは微妙に異なった特別の扱いを受けていることはその職能の特殊性と関連させて考察できるとする。

近代化にともなう社会変化はペラワにもいろいろな影響を与えてきた。国家の文化政策においてペラワの職能の一部は「伝統芸術」として保護を受け、観光産業とも結びつくようになった。他方、ナショナリズムや自由平等主義の浸透はカーストや仏教についての価値観にも変化を起こしている。こうした変化はペラワに対する認識や評価の変化とともに、ペラワの自意識、カースト内の社会関係、職

能の内容にも微妙な変化が見られるという。

アクルゴダ村におけるベラワの民族誌をどのような視点から描くのかということが本論文を作成する上で最大の課題となった。70年代後半から特に話題となった、「民族誌を書く」という行為への批評の要点はクリフォードの次の文章で示されている。すなわち「現実の現象は、多音声的で、それを書くとしても、部分的真実にならざるをえない。……むしろ、部分的真実こそが人類学の真実である」。これに対して足羽氏は、そのような認識はとりたてて新しいものではなく、マリノフスキー以来連綿と続いてきたものであると指摘し、クリフォードら文化批判者たちの問題は自ら民族誌を書くという実践を放棄したか、試みても失敗したことにあると反批判する。そうした反省を踏まえてよりよい民族誌の作成を試みるというのが足羽氏の姿勢である。

ベラワを書くにあたって足羽氏は一つの問題に直面する。社会変化、カースト、コスモロジーという三つの要素のうちの一つを議論の枠組とすればベラワの多面的性格やシンハラ文化の柔軟性を見失うことになる。しかしそれではいかなる視点から書くのかという問題である。そこで足羽氏は人類学における近年のさまざまな議論を検討し、「コンテクスト化」、「個人への還元」と集約できる動きを見いだす。すなわち、人びとの日常生活から切り取ってきたものについての分析や議論を、再び人びとの複合的で、多層的で、かつ一貫した経験に戻し、そこに暮らす人びとの視線で捕らえなおし、議論を組立てなおすというやりかたである。それは、具体的には、普遍のカースト・システムを論ずるよりも日常生活の中でのカーストの意味をさぐることであり、社会変化の大理論を求めるよりも現実に生きる諸個人がたえず行なっている選択を描くことであり、コスモロジーについての洗練された解釈を提示することではなく、日常の宗教活動の詳細な観察を通して、人びとの認識により近づこうとすることである。

こうした認識から本論文のキー・コンセプトである「経験世界」と「コード」が導きだされる。「経験世界」とは個人が日常生活で繰り返す行為と意味の選択によって、諸システムからなる多層な世界を認識し、構築し、さらに新たに創造していく、そのような場の集合とする。複数の個人の経験が重なりあった集団の「経験世界」もある。「コード」とは、意味と意味されるものが絡み合っている網の一本を個人が選択し操作する場合、その網をよぶものである。こうした定義は暫定的な

のであるとしながらも、主体を観察される個人とする本論文にとって有効でありうるというのが足羽氏の主張である。この序章は問題意識を明確にし、民族誌を書くことについての積極的な姿勢を示したことはおおいに評価できる。しかし研究史を含めて整理が十分ではなく、少々読みにくいという難点がある。コード概念もかならずしも明快ではない。

第一部「シンハラ文化と社会におけるベラワー」は次の三章から成る。

- 1章 仏教コスモロジーとベラワー
- 2章 カーストとベラワー
- 3章 シンハラ文化圏とベラワーの二系統

第1章. シンハラ文化のコスモロジーは仏教に土着信仰とヒンドゥー教が重なりあったものである。世界は仏陀の世界、神々の世界、人間の世界、悪魔・悪霊の世界から成る。仏陀は絶対真理で絶対秩序の中心となる。人びとは仏陀に来世の事柄を頼む。神々は仏陀に帰依した存在で、人間に利益を与えるが、災害や伝染病、個人の病で罰も下す。悪魔・悪霊はたえず人間世界に侵入し、病気や災いをもたらす。徳を積むことで神も人も悪魔も輪廻の輪の中でより良い存在に転生でき、解脱も可能になる。不徳を行なえば、低い存在に再生する。僧侶は仏陀の教えを示し、司祭は神々に関する事柄を取り扱う。ベラワー・カーストには悪魔・悪霊と直接渡り合える専門職能者がいる。これは危険な仕事なので仏陀の助けを必要とする。一人の人間が仏陀・神々・悪魔・悪霊に立ち向かうときに、その間に引かれる関係の数はそうとうにあり、その総体がシンハラの人びとの宗教生活であり、選択可能な複数のコードが常に存在し、個人は同じ階層でもカーストでも違った選択をしていくという。それは一方ではシンハラ文化の慣習コードの範囲内での「自由選択」で新しいコードが加わることはないが、他方では新しい流行信仰により慣習コードに意味の変化が起きていることにも注意を払っている。全体としてよくまとまった章で、先行研究についての整理をきちんとしている。

第2章では、まずシンハラのカースト制度が、農民からなる高カースト、ゴイガマとその下にあるさまざまな職業の複数の低カーストで構成されていることと、それらがインドのカーストのように、きちんとしたヒエラルキーをなしていないとい

う特徴を明らかにする。しかしそれをデュモンのように「不完全なシステム」として捉えるのは、真の理解を妨げるものとして却ける。仏教教義はカーストの差異を前世の行為によるものとして受容を奨めるにとどまる。しかしそれは実際には仏教の実践にも現われているという。僧侶になるのも、村の寺院の檀家になるのもゴイガマである。僧侶は低カーストの家を訪問する事を好まない、といったことである。インドのカーストを支える浄・不浄の観念も欠落している。シンハラ人はカーストを「職能」と「慣習」ということばで語る。カーストの職業は世襲が多いが、他の職に就くことが禁止されてはいない。婚姻はカースト内部が好まれるし村ではカーストごとに居住地が分かれている。カーストの違う者は食事を共にせず、低カーストの作った食事は他のカーストの人は食べない。生活のなかでの具体的事象の観察を通して人びとの経験・認識としてのカーストを考えていくというのが足羽氏の姿勢でありそれは本論文に一貫するテーマでもある。ちなみに、シンハラ社会の特定の職能カーストの民族誌的研究はこれまでほとんど手をつけられておらず、これが最初の本格的なものである。

第3章ではシンハラの中の三つの文化圏ウダラタ（高地の国）、パハタラタ（低地の国）、サバラガムワ（中間地帯と東部海岸部）と、ベラワの二系統との関連を描く。ウダラタはキャンディー王朝があった中央高地でシンハラ文化の中心地だった。王都には仏教の権威の象徴である仏歯寺と4つの神殿、背後の宮殿が「仏陀、神々、王」という文化と社会の中心象徴となっていた。仏教儀礼や王の治療儀礼を起源とするコホンバ・カンカーリヤは僧と司祭がそれぞれ主催するが、実際の儀礼の進行はほとんどウダラタ系ベラワーが担当している。彼らのドラマとダンスは極度に鍛えられ洗練されたもので、政府が伝統芸術として援助してきたのはこの系統である。パハタラタは王朝の中心から遠く、その文化も周辺的な扱いを受けてきた。この地のパハタラタ系ベラワーは悪魔払いの治療儀礼を盛んに行なっている。悪魔の太鼓とよばれるヤクベラを叩き、それに合わせて踊る。仮面を用いることもよくある。こうしたドラマやダンスは娯楽や観賞用にはされず政府からも排除されてきた。しかし南部の人びとの生活には欠かせないものとなっている。サバラガムワでは神々の儀礼が盛んに行なわれ、ベラワーの活動はそれほどだたない。ベラワーの二系統の間には昔は行なわれていた通婚や技術の相互交流が現在ではまったくとだえており、その理由については今後の課題としたいということである。

第一部はシンハラ全体とベラワー全体を概観したもので、第二部への基礎作業となっている。特に指摘すべき欠点はないものももう少し簡略にすべきだったと考える。

第二部「アクルゴダ村のベラワー」は次の八章から成る。

- 4章 アクルゴダ村
- 5章 ベラワーの社会
- 6章 呪医の生活
- 7章 ベラワーの職業と実態
- 8章 ベラワーの改名行為
- 9章 ベラワーと政治
- 10章 ベラワーと文化政策
- 11章 アーリヤセーナ殺人事件をめぐるベラワーの「経験世界」

第4章から第11章までは本論文の第2部として、その骨格部、すなわち著者が調査したアクルゴダ村におけるベラワー・カーストの綿密な民族誌的記述とその分析を成している。

第4章はアクルゴダ村の地理的概略およびカースト構成、村の歴史と由来に関する住民の語り、現在の行政的諸施設・機関の記載に当てられている。アクルゴダ村は、スリランカの南端部に位置する村であり、稲作やヤシ栽培、茶とゴムの栽培が行われている。総人口約5500のこの村の顕著な特徴は、高位のカーストであるゴイガマが約7割を占めるのに対して、ベラワーが全体の人口の4分の1と、全国のシンハラ人全体の比率(1・6%)からすると、非常に高い割合で居住することである。この特徴の反映として、「文字」を暗示する村の由来について、いくつかの競合する語りの一つとしてではあるが、ベラワーのかつての識字者の役割に言及する語り方もある。アクルゴダは5つの集落から成るが、著者はなかでもベラワーの集中する3集落に調査の焦点を当てる。こうした村の特徴、および村内での調査の焦点の当て方は、第1部で著者が提起したベラワーの問題に迫るのに、相応しい調査地の選定であることを説得的に予告せしめている。

第5章においてはアクルゴダのベラワーの具体的な生活の記述される。とりわけトウィルと呼ばれる儀礼において中心的役割を果たす呪医、儀礼でトランスにおちい

るダンサー、儀礼の音響を担当するドラマー、占星術師、絵師・仏師などのペラワールの伝統的職能者について、逐一、それぞれの職能の実態、相互の系譜的關係、伝統の継承の問題等が論じられる。著者はここで、伝統の継承にあたっては、家柄や血筋よりも基本的には実力主義の大きな契機であることを指摘しつつ、継承の際に指導を受ける師の選択としては、父子関係のほかに、類別的なオジームスコの関係、妻の父—ムスメの夫という婚姻にもとづく関係などが相互補完的な働き、状況に応じて調整をはかる変数となっていると論じている。

第6章は、前章の議論を引き継ぎ、伝統的職能者のうち呪医の生活に焦点を絞り、その全体像を描こうとする企図である。著者は、呪医ビヤダーサとの長期にわたるインタビュー調査を通じて、この個人の生活史資料を十分に活用し、それによってペラワールのあいだでの呪医の中心的な地位と意義を浮き上がらせることに成功している。なかでも重要な意味をもつのは、ビヤダーサの半生29年におよぶ日記の分析である。これをとおして、若手のダンサーから一人前の、そして尊敬を払われる成熟した呪医への成長過程が具体的に提示されると同時に、年毎に行なった儀礼の回数、その種類および依頼主の変化が実証的に追跡され、それによって呪医個人の経歴を窓として、スリランカ社会全体の社会経済変容がうかがわれるものとなっている。この点は、民族誌におけるミクロの記述分析がマクロの社会の様態を浮き彫りにすることを可能にする好例を提供していると評価できる。またビヤダーサの日常生活の記録としてこの日記を見ると、呪医という職能がいかに経済的に不安定なものであり、肉体的に労苦をとまなうものであるかが生き生きとして伝えられ、インタビューにおけるビヤダーサの言説、すなわち依頼主の経済状態によって謝礼の額を変えること、苦を前にした人間の平等観にもとづき、場合によって謝礼なしでも儀礼を行なうことなどの諸点が、その意義を増すものとして強調されることになっている。

第7章では、ペラワールの職業が兼業を含めて、詳細に検討される。まず本人の職業意識に基づいて、職業を伝統職業、新職業、農業の三つに分類し、伝統職業、新職業の内容が具体的に明らかにされる。そこで著者は、調査されたペラワールの内、4割しか伝統職業に就いていない点を指摘し、特に注意を喚起している。

ついで、ペラワールの職業観と収入との関連が、伝統職業、新職業に分けて、それぞれ検討されている。伝統職業就業者については、特に収入と現職への態度の積極

性との間の相関関係が明瞭であること、絵師、仏師に高収入の者が見られ、伝統職業就業者の年収分布に両極分化の傾向が見られること、収入格差は、将来展望の違いを反映していること等が指摘される。新職業就業者については、職業選択の動機と職業観との関連が論じられ、全体として彼らの経済状態は伝統職業就業者に比してやや良好であることを明らかにされている。

最後に農業が取り上げられ、農業を副業として営むベラワーが珍しくないこと、農業のもつ象徴的意味、すなわち、持続性、恒常性、「シンハラ人」としての誇り、自信、確実に継承できる財産としての「力」などを表す象徴行為としての意味が指摘されている。

職業の分類、主業と兼業との区別が、本人の認識に基づいておこなわれている点は、きわめて独創的であり、それが職業観と収入の関連などを検討する際に、また次章以下の文脈においても有効な分析枠組みとして機能していることは、高く評価されるべきだろう。ただ、収入の算定方法が明示されておらず、現物やサービスによる報酬、あるいは自給自足的部分がどのように評価されたのか疑問が残るし、収入の変動、安定性が断片的な指摘に留まり、十分検討されていないこともやや気になった。

第8章では、まずシンハラ人の名前の付け方が解説された後、個人名以外の部分、すなわちワーサガマが取り上げられ、それが頻繁に変えられることがベラワーの特徴として指摘される。ついで、アクルゴダのベラワーの約7割が、カーストを推定できるワーサガマ、すなわちなカティゲとガニタゲを称していること、及びその名前の由来が明らかにされる。

著者は、調査に際してベラワーの人々がワーサガマを答えるのに躊躇した事実に触れながら、改名行為のなかに含まれる意味を探り、それを「旧名が象徴していた自己と背景を否定し、新名が象徴する自己再生の行為」としてとらえられている。また、具体例をあげながら、ベラワーの改名方法が詳細に論じられ、旧名の頭文字を残しながら、ゴイガマ風の名前をつける、自分と関係の深い地名を織り込んだ名前をつける、全く新しい名前をつけるという方法がとられていることを指摘している。

ついで、改名行為の選択と動機を探るために、職業と改名行為との関連が論じられる。ここでもまた、ベラワーを新職業就業者と伝統職業就業者とにわけ、前者に

については、それをさらに煉瓦工とエリートの新職業就業者（銀行員、経理係、運転手、配管工等）とにわけて、改名行為の意味が解明されている。また、伝統職業就業者のなかで、呪医、ダンサー、ドラマーなどのように改名しない人々が取り上げられ、その理由が検討されている。ベラワーの改名行為はシンハラ文化が容認し、近代法が保護する環境のなかで、完全に個人の恣意性を基本としているとはいえ、「カースト」が改名の正と負の動機となっているとの著者の指摘は示唆に富む。

改名行為についてはこれほど詳細な検討を試みた研究は、おそらくきわめて稀であり、それは本論文の価値を著しく高めている点の一つであろう。さらに望ましいのは、改名行為がいつ行われたのかを、時代にそくし、また個人々のライフ・サイクルにそくして検討することであるが、それが調査できる可能性は小さいかもしれない。

第9章では、まずはじめに、カースト慣習的「差別」が「人権問題」、「カースト差別問題」として政治の場で問題となったときに、ベラワーが政治家に取り上げられた理由として、著者は、ベラワーに有力な政治家、経済人がおらず、無力な存在で、低カーストを代表する存在とみなされていたことを指摘する。そして、ベラワーの上衣着用がカースト差別廃止運動の象徴行為となっていたことを、1949年のタンガッレの事件を引き合いに出しながら説明している。

ついで、アクルゴダ村からかつて共産党の有力な活動基盤の一つとなるにいたった経緯に触れた後、スリランカにおける共産主義運動の創始者、S. D. ウィックラマシンハの影響が大きかったことを指摘し、彼の生涯、事績についてのべ、さらに、この村に住み、彼とはほぼ同時代に活躍した二人のベラワーの共産党員（もっとも一人は共産党員であったことを否定しているが）についても、彼らの政治活動の遍歴を詳しく紹介している。

最後に村全体がかつて共産党の強い影響下におかれ、その「コミュニタス」的状況を共有した経験が、どのような形で現在にまで引き継がれてきているかが検討される。著者によれば、現在どの政党を支持するにせよ、村の人々の集合意識には共産党時代の記憶が変わらずにあり、その歴史的事実と自分たちが隠れた共産党支持者であることに人々がアイデンティティを求めていることは、明らかだという。コミュニタスのような共同体験は一過的であり、その経験は実際の日常生活を大きく変えるものではなかったが、なおアクルゴダの人々の意識の底にはコミュニタスの

記憶が現在も脈々と生きていと著者は指摘する。その証左として、ベラワーによる上衣の着用の黙認、集会の際の自由な着座の位置、祝儀等の互換性等をあげられている。「私たち人間は皆同じです」という言葉に、ベラワーの伝統的価値観と政治的メッセージとの、ベラワー自身も明確に分けることのできない混交が読み取れるという著者の観察の目は鋭い。

スリランカの政治動向が、村レベルにおけるベラワーの視点から生き生きと描かれており、さらに、この章で明らかにされた事実は、スリランカの現代政治史の研究にも大きく貢献するものだろう。

ただ、全く触れられていないわけではないが、選挙をめぐるベラワーという集団意識がどのような役割を果たしてきたか、もう少し詳しく検討する必要があるように思われる。また、共産党と村人との蜜月時代の影響について、その時代を直接体験した世代と、話を通じて間接的に追体験しかしえない世代との間に、政治意識の差異はないのだろうかという疑問を感じた。

第10章は国家の文化政策がベラワーの伝統職能に与えた影響について論じる。スリランカ政府は国家の形成の過程で、シンハラ仏教ナショナリズムを高揚するとともに、ベラワーの職能の一部をシンハラの前文化と位置付け、ベラワーとその技芸を文化政策の中に組み込んできた。とりわけ1950年代中葉から、文化省が自治省とともに村落における個人のダンサーやドラマー等に「伝統芸能継承者」に認定資格を与える制度を採用したことは、こうした芸能の専門カーストとしてのベラワーの生活と意識に大きな変化を及ぼした。実際には、政府の文化政策は中央高地(ウダラタ)系の芸能をシンハラの前文化として賞揚して来たので、アクルゴダのベラワーが属するパハタラタ系の芸能が注目を得るようになったのは最近のことであり、アクルゴダでは唯一の絵師が「芸術の誉れ」章を受賞している。文化政策は芸能者個人に栄誉と保護を与えることに主眼がおかれているため、呪医を中心としてチームで活動し、収入をチームの成員で分配するという伝統的なベラワーの治療儀礼活動のあり方には相克をもたらすことがある。このことは、ベラワーの実力主義を補完するものとしての平等主義の政策のなかでは生かされないことを意味し、個人の突出を目ださせ、ひいては次章で見るように村内の生活に深刻な亀裂を生じさせることにもなる。

「アーリャセーナ殺人事件をめぐるベラワーの『経験世界』と題する第11章は、

本論文の中心をなす章である。これまでの諸章以上に、ここでは民族誌におけるアクターとしての個人が際立ったかたちで登場する。その意味で、序章で述べられている「個人への還元」という民族誌への著者なりの実験的なアプローチがこの章に具現しているといえる。アーリヤセーナは、地方放送局の番組に定期的に登場するなど政府の文化政策のなかで活躍し、また海軍軍楽隊所属ダンサーという威信の高い職を提供されるなど、将来を囑望される若手のダンサー兼シンガーであり、その人格もあいまってアグルゴダのベラワールの若者たちのリーダーになりつつあった。彼はみずからの手で新しい寺を建立しようと努力してきたが、この企図はベラワールの長老たちの一部、および彼らに連なるものたちから反発を受ける。寺をめぐる村内の亀裂が深まるなかで、アーリヤセーナは、同じベラワールの、しかし才能の乏しいドラマーによって殺害されてしまう。本章の事件をめぐる記述は、幼くして実父に死なれ、アグルゴダの村人に養子として引き取られたアーリヤセーナの生い立ち、それとは対照的に村の有名なドラマーの父の子として生まれながら、無能と怠惰によって経済的にも貧しい生活を送る犯人の人となり、その他、共犯者と目される人びと、証人、背後にいる関係者等の人物像を描きつつ、親族関係をはじめとする彼らの人間関係を綿密に検討している点で、事件の民族誌としてきわめて秀逸なものとして評価しうる。事件は、ベラワーおよびゴイガマの村人による解釈と語りの積み重ねのなかでテキストとして凝固していくことになるが、その過程を著者は「日常化のコード」の生成と呼ぶ。移住・離村によって事件の舞台からの脱出を計る関係者もある反面、村全体の安寧を願う祭りの実行によって、表面的には村の和が再構築される。事件後、アーリヤセーナの死をいたむ人びとによって、ベラワールの伝統的な職能に対する認識と評価が高まったと著者は判断し、これをアーリヤセーナが寺の建立によって目指していたベラワールの自信の構築という「新しいコード」が、かたちを変えて実現しつつあるものと解釈する。この解釈にはややできすぎの感がなくもないが、個別の事件の枠組みをスリランカ全体にも適用しうるカースト問題の枠組みに変換するためには、必要な解釈の視点であると評価したい。

終章。ここでまず強調されるのは現在のシンハラ社会のさまざまな領域に起きている、多様で一貫性のない諸々の変化である。新しい経済状況や社会の動きに伴って、従来の価値観では対応できないまま、人びとは整合性の取れない状態で日常生活を送っている。それは個人の行為選択の幅が著しく増大している状況である。こ

れを足羽氏はコードの変化という視点から捉えなおそうとする。新しい行為が繰り返されるうちに確立されて共通コードになったものもあれば、ベラワーの手による寺院建立をめざしたアーリヤセーナの選択が彼の死によってコードとして確立しえなかったようにみえたものもある。しかしこの事件以後マヒンダラーマヤ寺院の僧侶の個人的努力によってベラワーたちが積極的に寺院を訪れるようになったのは新しいコードの形成と考えられるとする。新職業に就き、改名や出稼ぎのコードを使ってベラワーであることを隠し、新しい世界のコードへと個人で転換をはかる例も少なくない。このように人びとが従来のコードの選択や、新しいコードの創造を行い、外からの力を柔軟に処理しながら彼らの経験世界を造り、結果として、能動的な社会変化を生み出していくことを論じることができたと足羽氏は自認する。個人に主体を置いて民族誌を書くことがいかに難しいかを経験したことから多くのことを学べたと結んでいる。

II 本論文の成果と評価

本論文の成果は、まず第一に、これまで誰も試みなかった特定カーストの緻密にして膨大な民族誌を作成したことにある。それは南スリランカのアクルゴダ村に住み、悪魔払いの治療儀礼を職能とするバハタラカ系のベラワー・カーストの人たちを中心に据えながら空間的にも社会的にもその枠をはるかに超えた広がり視野に入れ、微視と巨視のスコープを自在に駆使して、見事にまとめあげたものである。その根底には永年に亙る丹念なフィールドワークによって得た豊富な第一級資料と、広範に亙る文献研究の裏付けがある。

第二に、個人に主体をおき、その視点から描くという基本方針がかなりの成功を収めたことがある。我々審査員はどうしてこういうことができるのかという一般論に悩まされること無く、ベラワーやシンハラの人びとが個別的に何を考え、どんな行動をし、その背後にある可能な選択肢は何かについて、フォローすることができた。この点で「コード」という概念を用いて「経験世界」を記述しようという足羽氏の意図は生かされている。特に11章の殺人事件をめぐる混沌とした状況をさまざまな角度から解明していく過程は本論文の圧巻といえよう。

第三は、新しい民族誌上の発見や、鋭い知見が枚挙に暇のないほど随所に見られることである。そのいくつかは概要で触れた。特に主題であるベラワー・カースト

に関わるものは大きな学術的貢献といえよう。

第四に、クリフォードらの民族誌批判や、デュモンのシンハラ・カースト論に対する反批判はそれ自体妥当なものと判断できるし他の研究者にとって有益な見解でありえよう。つぎに、本論文の問題点をあげておく。まず、論文としての完成度、成熟度ということになると、不満がのこる。全体に論旨の重複が目立ち、いたずらに長い論文になってしまっている。もちろん反復により議論が熟成していく面もあるとはいえ、さらなる整理が可能であろう。第二に、「コード」ということばをあまりにたびたび用いたために、かえって分かりにくくなっているきらいがある。単独のコードは具体的に列挙する必要があるし、慣用コードのような複合コードについてもより詳しい説明が望ましかった。

III 結 論

以上のような問題点が残るとしても、本論文はベラワー・カーストとシンハラ文化研究および民族誌学に加えた成果は高く評価できる。よって審査員一同は、本論文が一橋大学博士（社会学）の学位を授与するにふさわしい業績であると判断する。

平成6年2月9日